〇議事日程(令和2年9月17日第2日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

〇本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田太郎

〇出 席 議 員

1番 西脇 康 3番 小 寺 光 信 5番 岩 永 義 仁 7番 大 橋 三 男 9番 早 崎 百合子 田中敏弘 11番 13番 水 谷 久美子

2番 清水 由美子

4番 北 倉 義 博

6番 長澤龍夫

8番 吉田太郎

10番 野村永一

12番 松 永 民 夫

〇欠 席 議 員

なし

〇地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町		長	大	橋		孝	副	町	長	JII	地	憲	元
教	育	長	森	島	恵	照	総 務企画	部長政策課	兼 . 長	松	岡	弘	泰
総務	部総務詞	果長	中	島	恵	美	総務部	部税務調	長	藤	田	勝	彦
	福祉部長福祉部長		高	橋	正	人		福祉、権課長の		尾	前	眞	理
住 月 子 と	民福 祉ごも 課		近	藤	真由	由美	住 民生活	· 福 祉 環 境 課		問	山		剛
	建設部身設 課	· 美兼 · 長	大	倉		修	産 業	耳項推進 建 設 振 興 課	部	ЛП	口	智	也
産業建	市事項推進 設部企業誘 . 観 光 朗	致 •	竹	中		修	産業水 i	i 建 設 道 課	部 長	近	藤	晴	彦
会計会	· 管 理 者 計 課	が 兼 長	田	中		実	教育絲	員会事務局 総務課長 -ツ振興詞	兼	西	Ш	敏	明

教 育 委 員 会 小 里 克 昌 消 防 長 廣 澤 幸 雄 生 涯 学 習 課 長

消防総務課長 大 倉 巧

〇職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 西 脇 直 樹 議会事務局書記 稲 川 諭実彦

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和2年第3回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部の各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立をお願いします。また、 傍聴者の皆さんも御一緒にお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから令和2年第3回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、1番 西脇康君、2番 清水由美子君を指名します。

〇議長(吉田太郎君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

〇議長(吉田太郎君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、7名の議員から質問の通告がありましたので、順次発言の許可をいたします。

最初に、1番 西脇康君。

〇1番(西脇 康君) 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

近年、各地で観測史上初とか観測史上最高といった言葉を耳にします。先日も豪雨、 暴風を伴った大型の台風 9 号や特別警戒級の10号と接近しており、またいつ起こるか分 からない巨大地震、そんな現状を踏まえて、町の防災の在り方について 3 点質問いたし ます。

1点目は、災害時、緊急時における飲料水の確保のための給水計画についてです。

現在、各地域にある農業用水を各土地改良区が管理してみえます。水源ポンプ等を有事の際には、飲料水等に活用することができるかお伺いいたします。

2点目は、消防団員の防災活動についてです。

防災対策を考える上で、自助、共助、公助といった考えがあります。この中の公助は、町や消防、防災関係団体が応急活動を行うこと及び防災に備えることです。このため活動団体である消防団員の削減で、台風時、豪雨時の人員不足などで負担増や、コロナ禍の影響で訓練がままならない消防団員の活動において、個々の団員のモチベーション低下が懸念されます。今後、自助、共助とともに身近な公助である消防団への対応・対策についてお伺いいたします。

3点目は、防災無線についてです。

防災行政無線は災害時において、町民生命を守る重要な情報伝達手段の一つであります。現在、町の防災行政無線は、アナログ方式からデジタル化に移行されておりますが、町内の進行状況、いつまでに完全移行されるか。また、昨今の住宅環境は気密性も高まり、集中豪雨や台風時の風向きにとっては非常に聞き取りにくく、このような中、町内全域で聞き取りやすく、情報格差が生じないような対策をお伺いいたします。

- 〇議長(吉田太郎君) 川口特命事項推進監、答弁。
- ○特命事項推進監兼産業建設部農林振興課長(川口智也君) 西脇議員の1点目の質問につきましては、総務課、水道課とも関係がございますが、私のほうから回答させていただきます。

現在、農業用の揚水機は町内に146機ありますが、そのうち井水、井戸水利用のポンプは117機でございます。災害時の利用につきましては、現在管理している各土地改良区や揚水機組合との災害時利用の協定を結ぶなどすれば使用は可能かと思われます。ただし、農業用のためにつくられた施設でございますので、飲料水として使用する場合は、移動用給水タンク等への接続を可能とするための改修が必要となるかと思われます。

また、非常時には生活に必要な水を確保する手段の一つとして活用されることも想定 されますが、井戸の水質が飲料に適した水かどうか不明であることから、飲料への利用 は推奨できないものと考えられます。

なお、災害等により水道の供給がストップするような緊急事態におきましては、養老 町地域防災計画に基づき防災拠点を中心に給水手段を確保し、飲料水の安定的な供給に 努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 〇議長(吉田太郎君) 廣澤消防長、答弁。
- ○消防長(廣澤幸雄君) それでは、西脇議員の2つ目の質問に回答させていただきます。 養老町消防団は、平成12年から現行の400人体制となっております。当時、養老町の 人口は3万4,000人、令和2年の現在、町内人口は約2万8,000人で、この20年間で約 6,000人の人口減となっております。

その現状を踏まえて、養老町消防審議会は、養老町消防団員の確保と運営改善策の中で、令和3年4月から消防団員定数を300人とする最終答申をしており、町ホームページでも公開しております。

地震災害や水害に対して、消防団の必要性が増大しているところですが、養老町では、少子高齢化、青年層の流出により入団対象者が減少し、消防団員の確保が非常に困難という厳しい状況に直面しているのも現実です。この300人の団員定数は、人口の約1.08%を基に算出され、近隣市町とほぼ同等比率となっております。

また、答申の中で、団員確保のため機構を改革し、機能別団員制度を取り入れる予定 としており、入団者の年齢層を拡充、地元密着型の団員を確保することで地域防災力の 低下を最小限になるように努めてまいります。

また、水防に関しましては水防法第23条に基づき、水防管理者、すなわち養老町長ですが、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長、消防団長に応援を求めることができるとなっております。

次に、消防団員のモチベーションの維持について説明をさせていただきます。

現在、コロナ禍の中、訓練、打合せ等が困難な状態であります。各分団において少人 数単位での器具点検、機械器具の取扱いは行っております。

また、10月から感染者数を注視いたしまして、全団的訓練ではなく、密集・密接を避けた形での屋外訓練を行う計画がされております。

以上で回答を終わります。

- 〇議長(吉田太郎君) 中島総務課長、答弁。
- ○総務部総務課長(中島恵美君) 3点目の防災行政無線に関する御質問につきましては、 総務課のほうより回答をさせていただきます。

防災行政無線は、令和元年度から2か年をかけてデジタル化整備を進めており、今年 度中に整備が完了する予定でございます。

令和元年度には親局設備の整備が完了し、それに伴いまして令和2年4月より安心防災ネット、安心・安全メールの拡充及び防災アプリの導入や、防災行政無線放送内容をバックナンバーとして町ホームページに掲載するなど、住民の皆様への情報伝達手段についてさらなる拡充を図っております。また、それらを少しでも多くの住民の方に御活用いただけますよう、広報紙や折り込みチラシ、ホームページ等を活用して周知しております。

現在は、町内一円に設置してあります屋外拡声子局のスピーカーをより聞こえやすく するように更新するとともに、難聴地域においては新たに屋外拡声子局を新設し、行政 防災無線の放送内容を町内中により明瞭に聞こえるように順次整備しております。

また、デジタル化に対応した個別受信機につきましても、住民向けに今後整備をして いく予定でございます。

町防災業務の要のシステムであります防災行政無線をデジタル化整備することによって、防災体制がより強固なものとなるとともに、情報格差が生じないよう情報連携された防災アプリや安心防災ネットなどの様々な情報伝達手段を活用しながら、住民の安

心・安全を守るための防災対策を強化してまいりたいと存じます。以上でございます。

[1番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 1番 西脇康君。
- ○1番(西脇 康君) 61年前、集中豪雨、伊勢湾台風で2度にわたり牧田川の堤防が決壊し、大洪水となりました。幸い、町内の死者は一人もありませんでした。その当時は近所同士のつながりが深く、地域での助け合いが行われました。すなわち地域の連携の共助の意識が強かったからだと思われます。最近のコロナ禍社会の中で、改めて人と人とのつながり、コミュニケーションの大切さが防災力を上げるツールだと確信しています。

災害はないにこしたことはありません。これからも自助、共助、公助、これら3つを うまく連携させて、防災に強い町養老を引き続き一緒に考えていきましょう。 以上で質問を終わります。

- ○議長(吉田太郎君) 以上で、1番 西脇康君の一般質問を終わります。 次に、3番 小寺光信君。
- ○3番(小寺光信君) 議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

6月議会では新型コロナウイルス関連の質問が他の議員と重複しましたことにより、 一般質問を控えましたが、今回は重複がないように心がけて質問いたします。

それでは、一般質問通告書に従って、1つ目、養老町の絆プランについて、2つ目、 養老町の教育についての2点質問いたします。

まず1点目の質問事項に入ります。

養老町の絆プランについて質問します。

なぜ最初にこの質問をするのかと申しますと、絆プランは養老町第5次総合計画・後期基本計画に該当するもので、各実施計画が平成28年度(2016年)から32年度(2020年度)に当たるもので、今年度が終了となるものです。当然にその中には目標値が2020年度のものが存在します。

行政においては、行政成果を目に見やすいように、各計画等においては目標数値を設定します。御多分に漏れず絆プランにも多く存在します。ふだんの平常時であれば、32年度(2020年度)が終了してからその成果をお聞きすればよいのですが、現在はまさに災害時に匹敵するほどの異常時です。

岐阜県のホームページによりますと、新型コロナ禍による患者の発生について、2月26日1例目の患者発生から、9月15日596例目の患者発生の情報と日を追って発信しています。まだ誰もが経験したことのない新型コロナ禍による異常事態のさなかです。この状況をよく冷静に見てみますと、新型コロナ禍により、行政の住民サービスの提供の仕方、あるいは対応方法が大きく変わらざるを得ない状況です。当然にして、御身を新

型コロナ禍から守る行動から、町民の方の行動パターンも変わらざるを得ない状況です。 また、それぞれに変わらなければ、新型コロナ禍には対応ができないといった状況だと 言えます。

まだその状況が続くと予想される中で、非常に厳しい行政の対応が求められる時期です。このプランの内容を見てみますと、活力のあるまち【基盤】については、施策の柱として3施策。具体的には、便利な交通網、情報基盤づくり、施策項目3項目、目標指数としては9つです。それから2番目として、快適な市街地、集落環境づくり、施策項目3項目で目標指数は6です。3番目に活気ある産業づくり、施策項目4項目で、目標指数は14、合計で29になります。

その次に、安心・安全なまちづくり【暮らし】については、施策の柱として3施策ありまして、1. 支え合うまちづくり、施策項目5項目について、目標指数22です。2番目として、環境と共生するまちづくり、施策項目3項目、目標指数8です。3番目として、安全なまちづくり、施策項目4項目で目標指数が8で、ここで合計38です。

その次に、地域経営の推進につきましては、施策の柱として2施策。1つとして、住民主役のまちづくり、施策項目3項目、目標指数4です。行財政の経営、施策項目3項目で目標指数6で10です。目標指数は29と38と10の合計で77の目標指数です。

そこでお尋ねしたいのですが、プランには77の目標指標がありますが、2020年度発表 予定の目標値において、新型コロナ禍によるほとんど事業ができていない、あるいは全 くできないとされる目標指数はどのくらいあるのかお尋ねします。

- 〇議長(吉田太郎君) 松岡総務部長、答弁。
- ○総務部長兼企画政策課長(松岡弘泰君) それでは、小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

本町では、第5次総合計画・後期基本計画に基づき、「誇りと愛着が持てる、絆を大切にするまち養老」を将来像に掲げ、まちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、目標年度である本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により外出 自粛、小・中学校の休業、各種事業の中止・延期、さらには地域活動も行っていただけ ないなど、様々な面で影響を受けております。

御質問いただきました77の目標指標のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることが想定される指標数につきましては33指標、約4割でございまして、内訳といたしましては、活力のあるまち【基盤】。1. 便利な交通網、情報基盤づくり、目標指標9のうちコロナ禍の影響を受ける指標が2。2. 快適な市街地、集落環境づくり、目標指標6のうち、コロナ禍の影響を受ける指標1。3. 活気ある産業づくり、目標指標14のうち、コロナ禍の影響を受ける指標5。

安心・安全なまち【暮らし】。1. 支え合うまちづくり、目標指標22のうち、コロナ 禍の影響を受ける指標13。2. 環境と共生するまちづくり、目標指標8のうち、コロナ 禍の影響を受ける指標 5。3. 安全なまちづくり、目標指標 8 のうち、コロナ禍の影響を受ける指標 3。

地域経営の推進。1.住民主役のまちづくり、目標指標4のうち、コロナ禍の影響を受ける指標2。2.行財政の経営、目標指標6のうち、コロナ禍の影響を受ける指標2でございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、国・県の各種補助金等 も活用しながら、感染防止対策や経済対策、生活支援、新たな日常への対応など、様々 な対策を実施しておりますが、平常時と同様に施策を展開できているとは言い難い状況 となっておるということでございます。

[3番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 3番 小寺光信君。
- ○3番(小寺光信君) ただいま活力のあるまち【基盤】、安心・安全なまち【暮らし】、 地域経営の推進の目標、目標数の答弁をいただきました。

77指標のうち、約4割が影響を受けるということですが、もともと絆プランでの目標指標、目標値というものは、日常が大きく変化しない経済状況が、異常時ではない平常時をある程度想定して立てられていることから、やむを得ない状況だと考えることができます。

そこで、新型コロナ禍により大きく影響を受け、執行ができなかった目標指標について、当初目標数値を2020年度としていたものは、実績年度として2019年の数値を使用することを提案いたします。

理由といたしましては、第5次総合計画の終了年限が平成32年(2020年度)であるため、これに続いて第6次総合計画が2021年の4月から計画予定となるからです。実施数値を少しでも次の計画に役立てればと考えるからです。

現状の新型コロナ禍の中での行政の対応は、これが正解というものはなかなか見いだせない状況が長く続くと予想されます。しかし、時間の経過は平常時であろうと災害時の異常時であろうと、同じく過ぎていきますので、事前の準備としてこのような提案をするものです。

- 〇議長(吉田太郎君) 松岡総務部長、自席で答弁。
- ○総務部長兼企画政策課長(松岡弘泰君) それでは、小寺議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在、第5次総合計画が終了後、2021年度からもまちづくりの方向性や方策を共有し、計画的に取り組むため、(仮称)養老町まちづくりビジョンの策定に向けて、その作業を進めているところでございます。

第5次総合計画・後期基本計画の目標年度である2020年度の実績値を集計できるのは 2021年度以降であること、また2020年度の実績値はコロナ禍の影響を受ける可能性が高 いことから、2019年度の実績値を本年度集計しているところでございますので、議員御 提案のとおり、今後の策定作業の中で使用してまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。

[3番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 3番 小寺光信君。
- ○3番(小寺光信君) 新型コロナ禍の中での総合計画の策定は今までにない状況での策定となりますので、ぜひ今後の策定作業の中で使用していただきたいと思います。

次に、2つ目の質問に入ります。

養老町の教育について。1. 学校教育について、2. 生涯学習について、3. 歴史文化について。

養老町教育委員会編集の令和2年度養老町の教育の冊子を8月中旬に頂きました。令和元年度のものと少し注意深く見比べて、養老町の教育について理解を深めました。令和2年度教育予算は金額では間違いがなく、予算項目で空白が少し目立ったのと、予算額の一部の誤記、または事務局の分掌事務を条例と照合しますと、冊子のほうが幾分詳細に書かれていました。

学校教育、社会教育、スポーツ振興、人権教育の4部門では、昨年度との変更点を少し取り入れて作成、学校教育では、「ひとりひとりが輝く教育」養老町教育委員会作成のものと、「ひとりひとりが輝く教育」養老町教育委員会・子ども課作成のものがあり、前者のものは小・中学校教育指導であり、後者は保育園と認定こども園の教育・保育指導のもので、前年との比較では生徒・児童・園児との立場を尊重して書かれていますが、数か所において幾分かの語句の配置換え及び変更により見直しがされていました。

小学校、中学校において作成された学校経営の全体構想では、それぞれの創意工夫が 見られ、学校の教育目標で見てみると、主題で決めているものと、主題と副題で構成し ているパターンがあります。これは学校管理者の意向、感性によるものと感じました。

また、社会教育、スポーツ振興、人権教育では、それぞれの方針と重点が掲げられて おり、よくまとめられています。しかし、幾らか疑問があるため、教育行財政(令和2 年度施策方針)について御質問します。

1番目、「ひとりひとりが輝くまち養老」を目指し、ふるさと養老への誇りや愛着を 醸成することにより、養老町で子供を育ててよかった、養老町の園・学校で学ばせてよ かったと誰もが実感できる教育を進めるとのことでありますが、具体的にどのように進 めたか御質問します。

2番目、生涯学習について、「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議の各種 事業を一層推進するとともに、これからも町民会館、中央公民館、地区公民館を中心に、 町民の自主的、自発的な学習活動の機会を提供し、生涯学習の充実を図るとありますが、 具体的にどのような方法でどれくらい図ったのか御質問します。 3番目、歴史文化について、千人塚1号古墳の範囲確認調査をはじめとする町内文化財の調査、保護とありますが、どのような調査・保護内容なのか。また、このほかに調査、保護に関するものはあるのかについて御質問します。

以上3点について質問します。

- 〇議長(吉田太郎君) 教育長 森島恵照君。
- ○教育長(森島恵照君) 小寺議員の御質問にお答えします。

養老町で子育てしてよかったと実感できる教育を進めるために、養老町では教育大綱を制定し、就学前教育、学校教育の充実を図りつつ、全ての町民が生涯にわたって学び、充実した生活を送ることができるよう計画し、取り組んでいます。ここでは、就学前教育と学校教育について特色をお答えします。

就学前教育では、公立・私立の保育園・こども園が共通理解の場を持ち、保育園・認 定こども園 教育・保育指導の方針と重点を作成し、「ひとりひとりが輝く教育」の具 現に取り組んでいます。本町の保育・園教育の特色を3点上げます。

1点目は、遊びを通して自主性や主体性を育てることです。そこでは、子供たちの気 づきと意欲を大切にしています。

2点目は、園教育に学級経営の視点を取り入れていることです。友達との関わりを大切にして、集団の中で相手を思いやる心を育てようとしています。

3点目は、園小連携です。スムーズに小学校へ入学できるよう、こども園と小学校が活動を交流し、情報を連携しています。令和2年度は、コロナ禍で十分な交流活動ができなかったため、学校再開後になかなか学校生活になじめない1年生がいました。積み上げてきた園小連携の大切さ、重要性を改めて感じたところです。

次に、小・中学校の教育についてお答えします。

学校教育も方針と重点を作成し、「ひとりひとりが輝く教育」の具現に向けた教育活動を展開しています。本町の学校教育の特色を3点上げさせていただきます。

1点目は、人権教育の充実です。町内全ての学校が人権教育の推進を重点とし、いじめや身近な人権侵害問題に気づき、考え、正しく判断し、行動する力を高めています。

また、自他の人権を尊重する基盤に自分を大事にできる自己肯定感を育むことが重要であると考え、よさに気づき、認め、言葉にする「よさ見つけ」を徹底しています。この「よさ見つけ」は、保育園やこども園でも取り組んでいます。コロナ禍であっても、「よさ見つけ」の歩みを止めることなく進めています。仲間に認められているという安心感は、学校に居場所があり、児童・生徒が夢に向かって取り組む意欲につながります。

2点目は、授業の充実です。全ての学校で「○○学校の授業はこれだ!」を作成し、 学力調査の分析を基にした授業改善に取り組んでいます。授業が分かる、学力がつくこ とは、本町で子育てしてよかったと感じていただける基盤であると考えています。

3点目は、ふるさと学習の推進です。テキスト「ふるさと養老」で地域の歴史や文化、

自然や産業について学び、地域を大切にする心と主体的に地域の課題について考える態度を育成しています。その学習の出口が子ども議会です。

最後に、園の保育や教育、学校教育とともに連携して取り組んでいるのが特別支援教育の充実、個別のニーズに応じた教育の推進です。そのため、園では正規の保育教諭に加えて40名の支援員を配置しています。また、小・中学校でも合わせて39人の支援員を配置し、子供の困り感、保護者の子育ての悩みに応え、支援しています。これだけの支援員を配置している事例は他に例を見ません。一人を大切にする思いを保育、教育の現場に反映し、養老で子育てしてよかったと実感していただけることにつながると考えています。

今後も「ひとりひとりが輝く教育」の具現を目指し、保育、教育の質をさらに高め、 魅力ある園経営、学校経営の充実に努めてまいりたいと考えております。以上で回答を 終わらせていただきます。

- 〇議長(吉田太郎君) 小里生涯学習課長、答弁。
- ○教育委員会生涯学習課長(小里克昌君) 小寺議員の御質問の2点目、3点目について お答えさせていただきます。

初めに、2点目の「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議、以下町民会議と申しますが、の各種事業の推進につきましては、町民会議は運営委員会を中心に、養老町の美しさと孝子物語に伝わる思いやりと感謝の心を大切にし、一人一人が健康で明るく、そして心豊かに触れ合い、活気ある養老町の実現を目指して活動しています。

特に、地区公民館単位とした推進委員会を設け、1つ、生涯学習の推進、2つ、青少年の健全育成、3つ、町民憲章の推進、4つ、生涯スポーツ活動の推進、5つ、人権学習の推進の、まちづくり5つの呼びかけの実践目標を下に、地域のよさや課題を踏まえ、各種団体と連携し生涯学習講座の充実や研修、地域行事や少年団体の活動支援、街頭啓発活動などに取り組んでおります。

また、県の方針である家庭教育、地域で子供を育てる地域学校協働活動の充実に向け、コミュニティ・スクール活動の活性化の支援や、今年度はコロナ禍の中で活動はかないませんが、街頭啓発活動では、毎年7月に各地区の町民会議推進委員とともに、中学生、高校生を含め、50人ほどで養老鉄道の烏江、美濃高田、養老の各駅におけるチラシ配布や清掃活動を行い、また11月には町内スーパー店頭にて同様な啓発活動を実施しております。年々、中学生、高校生の参加が増え、養老町をよくしたいという気持ちが広がっております。

各地区公民館においても、今年度のコロナ禍の中において開催できない事業もありますが、年1回以上の人権学習講座の開催や、町民のニーズに合わせたサークル活動、生涯学習講座の再開など、感染防止対策を取った上で、人と人との絆を途切れさせないよう取組を進めております。

また、広く町民への広報活動として、町少年の主張審査会の後援や、教育振興大会に おける青少年の挨拶賞・協働賞の表彰推薦、町民会議推進大会における各支部の実践発 表並びに町民の模範となる実践者、各団体の表彰、そして「家族の絆 愛の詩」の全国 募集及び発表会の開催などを行っており、今後とも推進してまいりたいと存じます。

最後に、町民会館、中央公民館、各地区公民館を中心とした町民の自主的・自発的な学習機会の提供につきましては、今年度は、コロナ禍の影響から当初予定していた学習講座等を中止した期間があるため、十分な提供とはなりませんが、各施設利用における感染予防対策を行いつつ、段階的に7月からサークル活動等自主活動の場を提供し、10月からは、地区公民館を含む各施設における学習講座の再開に向け、現在受講生の募集を行っているところでございます。

10月以降、再開を予定している学習講座数は、中央公民館4講座、地区公民館81講座、福祉センター3講座で合計88講座となっております。そのほか開催日が不定期な講座もありますので、広報紙及び町ホームページ等で随時御案内をさせていただく予定でございます。

次に、3点目の千人塚1号古墳の範囲確認調査をはじめとする町内文化財の調査、保護につきましては、本町は養老の滝、元号「養老」にまつわる歴史文化とともに、国指定文化財3件をはじめ、205件の指定文化財を有し、古くから伝わる歴史・文化資源が多いまちであります。

また、これらの指定文化財のほか、土地に埋蔵される文化財も多数存在しており、毎年、土木工事や住宅建設などの開発事業に当たり、文化財保護法の定める手続により、 事前確認のための遺跡等の試掘調査等を実施しております。

今般、養老地区の千人塚1号古墳での調査も、土地所有者からの届出によるもので、 令和元年度から2か年かけて調査を実施したものであります。

実施経過につきましては、昨年度、実施した試掘調査において、墳墓のふき石や墳墓の周りをかたどる溝、周溝、丸い筒状の埴輪のかけらの円筒埴輪片が確認され、この古墳が5世紀末から6世紀初頭の重要な古墳であることが判明しております。

その結果、土地所有者からの御寄附の意向もあり、調査だけではなく、将来的に町の 重要な文化財として保護や活用を図る方法を検討することも視野に入れて、詳細な範囲 確認調査を7月末より実施しているものでございます。

これまでの調査では、千人塚1号古墳は全長35メートルの円墳であり、養老町で初めて埴輪が出土した町内最大の円墳であることが明らかとなりました。また、同時期の古墳としては西濃地域にも類を見ない規模の円墳であることも判明し、その重要性をさらに高めることとなりました。

また、この結果を9月2日に開催した養老町文化財保護審議会で報告したところ、審議会委員の意見として、ぜひ所有者からの御寄附を受け、将来的に町の重要な文化財と

しての指定を含めた保護を検討するよう指導いただいたところでございます。

今回の調査の速報結果は、新聞報道や、9月13日日曜日に現地説明会により一般公開 し、また町民への周知のために、11月から12月にかけて、中央公民館にて展示会の開催 を予定しております。

なお、これらの埋蔵文化財調査事業のほか、現在町では多芸七坊測量調査事業として、 喜勢遺跡の地形測量調査の継続事業をはじめ、象鼻山古墳群維持管理事業や指定文化財 修理事業等の調査、保護に取り組んでおります。

また、養老町文化財アーカイブ事業として、古文書等の資料や写真、指定文化財の動画や音声、聞き取り調査結果などをデジタルデータで記録化し、資料の消失や遺失等からの保護にも取り組んでおります。

最近においては、押越地区の旧家からの依頼を受け、旧家に伝わる古文書の内容の確認調査を実施しており、文化財保護の観点から調査を進めているところでございます。 以上でございます。

[3番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 3番 小寺光信君。
- ○3番(小寺光信君) ただいま1番目の「ひとりひとりが輝くまち養老」においては、 非常に丁寧な回答をいただき、今後魅力ある園経営、学校経営の充実に進めていただき たいと思います。

2番目の生涯学習においては、幅広い活動の中で苦労はされていると思いますが、10 月以降再開予定の学習講座等は早め早めの内容の案内をお願いして、少しでも活性のある学習講座にしていただきたいと思います。

3番目の歴史文化について、千人塚1号古墳の管理保護方法について、現状では古墳上に無人の廃屋の一部が残存しますが、今後具体的にどのように管理保護するのか。また、養老郡志関連の資料では、周辺に8基の古墳があるとされていますが、今後の調査、保護はどのような状況なのか御質問します。

このほか押越の旧家の古文書の調査も進められておられますが、調査の進捗状況について御質問いたします。

- 〇議長(吉田太郎君) 小里生涯学習課長、自席で答弁。
- ○教育委員会生涯学習課長(小里克昌君) それでは、小寺議員の再質問についてお答え させていただきます。

議員の御指摘のとおり、千人塚1号古墳の墳頂にはいまだ廃屋が残っており、その基礎部分について今回の調査で確認したところ、埋葬施設の直上にまで及んでいることが明らかになっております。また、審議会の指導に基づき、指定文化財としての保護や管理を検討していくためには、この廃屋の撤去が課題となってまいりますが、撤去には埋葬施設の破壊が伴うため、撤去の方法や今後の追加調査等の必要性についても、審議会

委員や県とも協議を行い、十分に検討してまいりたいと考えております。

また、千人塚古墳群に関する過去の文献では、現在より多くの古墳が確認できたとの記述がありますが、平成14年度から平成18年度にかけて教育委員会が実施した遺跡分布調査においては、5基の確認にとどまっております。分布調査で確認された古墳については、埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法に即し、保護に努めてまいりたいと存じます。

なお、今回の調査において、1号古墳に隣接する新たな古墳が発見されております。 これらのことから、これまで滅失と判断した古墳についても情報収集や現地調査を継続 し、千人塚古墳群全体の保護につなげてまいります。

最後に、押越地区の旧家から依頼をされた古文書等の調査につきましては、聞き取り 調査による情報の整理がおおむね完了し、今後目録作成を目指し、徐々にではあります が、資料の内容確認を行っている段階でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

- 〇議長(吉田太郎君) 3番 小寺光信君。
- ○3番(小寺光信君) ただいま千人塚1号古墳、また押越の旧家の古文書の調査については、歴史をひもとくことの重要性を考えたときに得られた情報を一時的に扱うのではなく、長い歴史の中でそれがどういう意味を持っていたのかが重要で、先人の生活の知恵に敬意を払いながら、養老町の歴史的財産として適正に管理保護していくことは、現代に生かされている養老町民の責務に値するものではないかと強く感じます。

したがいまして、現在の調査費用では、調査、保護半ばで終了ということでは先人の 方に対して失礼に値することは明白ですから、調査費用の増額をもって対応していただ ければ、地域の活力及び発展に寄与することは相当高い確率と推察します。これに対し まして町長の答弁を求めます。

- 〇議長(吉田太郎君) 養老町長 大橋孝君。
- 〇町長(大橋 孝君) 小寺議員の質問にお答えをしたいと思います。

文化財の調査について、一時的に扱うのではなく、町の歴史的財産として末永く適正に保護管理していく必要性は十分に認識をいたしております。今後の調査費用等の予算措置につきましては、県や国の補助金等を受けるには、基本的に指定文化財を得ることで対象となります。また、町全体の予算や業務量との兼ね合いから、優先順位をもって編成していかざるを得ないことは御理解をいただけるものと存じます。

教育委員会においては、文化財保護の在り方を十分検討し、計画性があり、着実な事業の実施が図られるよう指示をしていきたいと思います。以上でございます。

- ○議長(吉田太郎君) 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。 次に、7番 大橋三男君。
- ○7番(大橋三男君) それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に

従いまして2点について質問いたします。

質問1点目でございますが、防災拠点の活用についてでございます。

これにつきましては、現在、池辺地区に建設中の防災拠点でございますが、当初、今年の9月には完成の予定で進んでいると聞き及んでおりましたが、その後延長するとの声もございました。現況はおおむね本体は完成を見ておりますが、外構工事やのり面芝張り等についてはいまだ未施工であるというふうに思われます。

防災拠点は、今も全国各地で起きている台風や水害、地震等の有事に備えるために地 元民も待ち望んでいるところでございます。そこで、今後の工事工程やどう活用してい けばいいのかを4問について質問をいたします。

最初に1問目でございますが、当施設が活用できるのはいつからか。また、今緊急事態が発生した際、臨時の活用は可能か。

2問目、有事の際、地元民が活用できる範囲はどこまでか。

3問目、当地内の建造物については、国の範囲と町の範囲がございます。町が対応できる構造物や設置予定の計画はあるのかお聞きします。

4問目、完成時でございますが、管理体制や使用規則等のマニュアル、そんなものが 必要になろうかと思いますが、現在できているのか。あればいつ開示するのか。

以上4問についてお答えください。

- 〇議長(吉田太郎君) 大倉産業建設部長、答弁。
- **○産業建設部長兼建設課長(大倉 修君)** ただいまの大橋議員の御質問につきましては、 事業の具体的な部分もございますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目、大巻防災拠点の工事スケジュールにつきましては、国土交通省木曽川上流河川事務所牧田川出張所に確認したところ、本年10月頃から残り5,000立方メートルの盛土を行うとのことでございます。その後、約1年程度沈下の状況を確認し、沈下が収まった後に階段や芝張り、舗装等の工事を実施する予定であるとの回答でございました。

また、緊急事態が発生した際の活用につきましては、現段階では工事の途中であることから、避難所に指定して利用することは困難であるが、災害が発生し、逃げてきた場合に利用することはやむを得ないとの回答をいただいております。

次に、2点目につきましては、敷地全体のうち北寄りに養老町名義の土地があり、防 災拠点の上段の平場としては、約1,300平方メートルが利用可能でございます。図でい う、今お示しいただきました青色の線の部分になります。そちらが利用可能ということ でございます。

次に、3点目につきましては、防災拠点の当初の計画では、水防倉庫が支障となるため防災拠点上への移設を予定しておりましたが、国による計画の見直しにより、水防倉庫の移設が不要となりましたので、現在のところ防災拠点上に建物等の建設予定はござ

いません。

最後、4点目につきましては、防災拠点は防災ステーションと目的が違い、災害発生時に利用する土砂等の備蓄基地になります。そのため、避難所指定をするためには国との協議が必要となりますが、計画変更等もあったことから、現段階において管理体制や使用規則等について決定されたものはございません。今後完成を見据えて、協定の締結等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

- 〇議長(吉田太郎君) 7番 大橋三男君。
- ○7番(大橋三男君) 完成は1年以上延長されるということでございますが、私が思いますには、いずれにしましても地元民は防災ステーションと防災拠点との活用の区別ができていないと、把握できていないというふうに考えております。地元民では、防災拠点は避難場所であるというような考え方が浸透しておるということでございます。したがいまして、今後は完成に向けて、管理体制や使用規則の協定に向けて作業を順次進めていただきたい。そしてまた、地元にいち早く開示していただきたいと考えます。したがいまして、これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目でございます。

年間のコロナ対策についてでございます。特に気がついたところで学校関係について の質問をさせていただきます。

コロナ対策におきましては、現在国や自治体で独自の様々な対応がなされております。 小学校関係では、ある報道によりますとマスクと暑さ、重いランドセルと闘いながらの 歩行通学ということでございまして、遠距離通学の生徒に対しましては、各務原市の蘇 原小学校では遠距離から徒歩で通う子供には、今回市のバスにて送迎をし、また中学生 を含む子供たちにはクールタオルの配付を行ってコロナ対策を行ったということでござ いました。また、本巣市だと思いますが、ノーランドセル通学と称しまして、教科書等 の教材を減らし、ランドセルを軽くする対策を実施しているという報道でございました。

したがいまして、当町におきましても4キロメートル以内の通学路であるという規則 におきまして、遠距離徒歩通学している子供もおります。また、通学路は水路沿いで危 険を伴う状況の地区もあるようでございます。

そこで、当町での対策のお考えを2問にて質問をいたします。

1問目でございます。

遠距離通学生のコロナ対策について、夏場が過ぎましたので、来季の夏季の状況は未 定でございますが、特に暑さ対策、また寒さ対策、そういったもののお考えをお尋ねい たします。

2問目、同じような質問になりますが、遠距離通学生においてはフルシーズン、コロナ対策や通学路等においても、やはり雨風、またそれによっての小さいお子様が重いラ

ンドセルをしょっていてということでございます。雨の日も風の日もというようなことになります。そんな中で何らかの安全対策が生じるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。その辺の考え方をお尋ねいたします。

- 〇議長(吉田太郎君) 教育長 森島恵照君。
- ○教育長(森島恵照君) 大橋議員の御質問にお答えいたします。

本年度、暑さ対策、熱中症対策として実施したことは、16時以降の下校、シェルメットを通常の帽子に変えること、かばんの中身を減らし身軽にすること、またマスクを外してもよいことの指導、傘差し登下校の奨励等です。

また、下校前に十分な水分補給をすることや水筒に水やお茶を補給してから帰ること、グラウンドに集合することをやめて、校舎から直接下校するなども実施しました。そのほか、特に暑い時期にはランドセルを使用せず、身軽に登下校できるようにした学校もございます。

町内には比較的長い距離を歩く地域がありますが、4キロもの長い距離を歩く地区はありません。しかしながら、小学校低学年の児童の体力を考えると、2キロを超えて歩くことは大変です。今年度実施して効果があった手だてを講ずるとともに、御指摘のクールタオルの使用を推奨したり、猛暑日のランドセルの使用をやめて身軽にするなど、学校や保護者と連携して工夫したいと思います。

2点目の御質問について、続いてお答えさせていただきます。

通学路の安全確保は、安全・安心して学校に登下校できるために重要な要件であると 考えています。学校、家庭、地域と行政が協力し、連携して安全確保に努めなければな りません。

例えば、さきの質問の回答で考えれば、クールタオルは子供の養育の責任者である保護者に負担をお願いし、熱中症やコロナ対策を講じた登下校の在り方は学校の指導や支援を行った上で、コミュニティ・スクールやスクールサポーターの御協力により登下校を見守り、行政は通学路の安全確保のための施設、設備の改修や充実に努めるという連携です。

本年度コロナ禍で臨時休業になったとき、学校は全ての通学路を点検しました。校門から各地区の集合場所まで丁寧に調査し、児童・生徒が通る道を確認するとともに危険 箇所をチェックし、それを地図に落とし、継続的な指導と見届けに活用しています。また、PTAと協力し、定期的に登校指導、下校指導を実施しております。

行政は、養老町通学路交通安全プログラムを作成し、通学路の安全点検を計画的に進めております。毎年、養老町交通安全対策協議会において、通学路安全推進会議を開催しています。さらに3年を一区切りとして、学校、地域住民の代表者、警察、教育委員会の担当者が通学路の危険箇所を点検し、道路の整備状況や安全確保のための要望を取りまとめ、改善しています。

社会情勢や自然環境の変化により、常に安全確保に努力することが求められています。 学校だけでは子供たちを守れません。行政の対応だけでも安心はできません。養老町の 未来を担う子供たちのため、家庭や地域と連携し、一層安全確保に努めてまいりたいと 思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

- 〇議長(吉田太郎君) 7番 大橋三男君。
- ○7番(大橋三男君) 大変な対策をしておられるということでございます。私の個人的な意見でございますが、現在の教育事情を鑑みますと、全国的にオンライン授業というような整備対策が進んでおるということでございまして、小・中学生全員のタブレットの支給だとか、そんな事業も進められ、事業費も膨大であるというふうに考えております。もちろん私もその事業に対しての反対の意思はございませんが、ただ、いま一つ学力重視だけではなく、遠距離通学生等の安全性に係る通学路の整備や交通安全対策、そういったものにおいても目を向けていただきたいということを申し添えまして質問を終わります。
- ○議長(吉田太郎君) 以上で、7番 大橋三男君の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分からといたします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時50分 再開)

- 〇議長(吉田太郎君)休憩を解き、再開します。次に、2番 清水由美子君。
- **〇2番(清水由美子君)** 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問いたします。

9月1日の中日新聞に、夏休みが明けて授業が再開した名古屋市の小・中・高校で、新型コロナウイルス感染に対する不安などで欠席した児童が相次いでいるという記事がありました。また、同時期、子供たちがストレスを抱えている、いじめが増えるのではないかという先生方から子供たちを見た内容の番組も組まれていました。

本年、前回の6月議会、私の一般質問において、新型コロナウイルスによる外出自粛生活における子供たちの学力・体力・スマホ依存などの対策について質問いたしました。教育長より、子供たちへの支援策について答弁いただき、5月の登校日に実施された第1回目の心のアンケートの結果に基づき、細やかな学習支援や個別支援を行っていることをお答えいただきました。養老町は自然も多く、都会ほど人口密度もないため、気をつけながら行動されている御家族もあります。一方で、高齢の祖父母がいるので、子供たちを夏休みどこへも連れていかなかったし、自粛要請があってから買物にも子供たちをほとんど連れていっていないというお母さんの声もお聞きしました。制限れた生活が続くことで、3月に質問させていただいたときより心の変化が多い子供もいるかと思わ

れます。

6月の一般質問の答弁の中で、6月に心のアンケート2回目を実施するとお聞きしま した。

質問いたします。

夏休みの終わった現在、子供たちはどんな様子で生活されていますか。報道のようなストレスはどうでしょうか。アンケート結果による子供たちへの支援策をお尋ねいたします。

- 〇議長(吉田太郎君) 教育長 森島恵照君。
- ○教育長(森島恵照君) 清水議員の御質問にお答えします。

心のアンケートは、多くの学校が再開して以降、毎月行っています。また、いじめ調 香も定期的に行っています。

夏休みが明けた現在は、どの学校も夏休み前と変わらない状況でスタートできています。 9月2日より養老町の教育委員会で訪問をさせていただいておりますが、欠席も少なく、落ち着いた状況で授業に取り組んでおりました。

また、ウイズコロナの考えが少しずつ浸透し、学習活動を工夫して取り組む姿が増えています。例えば、マスクをつけて距離を保った上でグループの交流を短時間行うとか、全校集会はできないが、学年集会や複数の学年が集まって活動するなど、感染防止対策を徹底した上でできる活動を行っています。

今のところ、コロナ禍による子供たちのストレスが表面化していることはあまり感じられないと報告を受けています。保護者からの問合せも今のところはほとんどなく、現在は落ち着いています。しかし、学校が再開した6月の心のアンケートには、学習についての不安や友達がうまくつくれるかという心配の回答がありました。依然、感染防止に関する保護者の不安もあることと思われます。そこで、次のことに継続して取り組んでいます。

まず、心のアンケートやいじめ調査を継続し、状況把握に努めるとともに丁寧な相談や支援を行います。その上で学習について、6月以降に学校を再開したため、学力の定着度については取りまとめる段階ではありませんが、学習の不安は誰もが感じているという想定に立って、段階的・継続的に指導していきます。学校再開当初は、45分の授業を15分または20分に区切って、徐々に慣れる工夫をしてきました。また、家庭用学習プリントを学校の授業でも活用し、一つ一つ確認しながら進めるようにしてきました。臨時休業が2か月に及んだからといって、短期間で取り戻すのではなく、計画的に授業を実施しています。

次に、学校生活についてです。

新しい生活様式が求められる中、マスクの着用をはじめとした感染防止対策は、子供 たちにとってストレスの要因となります。感染状況が随時変わる中で、対策も変化して いる現状を踏まえ、学校医をはじめとした専門家と連携し、子供たちのストレス軽減に 取り組んでまいりたいと思います。一方で、子供たちが楽しみにしている行事や活動が できなくなることへのストレスもあります。そこで、コロナ禍の中でできる方法を工夫 して取り組むよう、次のようなメッセージを校長会で伝えました。

新型コロナウイルス感染の防止を徹底することは大前提です。学校が安全に生活できる場であることは、どのような状況であろうとも最優先で考えなければなりません。しかし、感染防止は前提であり、学校経営の目的ではありません。感染防止対策を講じる中で、どのようにして子供たちが楽しく過ごす学校生活を創り出すかが問われています。子供たちの学校生活を少しでも充実したものにできるよう工夫し、たとえ状況の変化で実現しなくても、子供たちが、先生はこんな中で私たちのことを考えてやろうとしてくれた、自分たちもコロナの中で工夫したと感じることができるよう、今こそ学校をみんなで創ってください。

このメッセージを受けて各学校では、例えば運動会の代替の会、スポーツフェスティバル等ですが、を計画しています。子供たち自身が考える会となるように働きかけ、意欲的に取り組んでいます。修学旅行や宿泊研修も日帰りの代替案を作成し、保護者の御理解を得つつ実施するよう計画しています。行事を諦めかけていた子供たちにとって、楽しみになっているようです。

なお、児童・生徒のストレスは、様々な要因があります。個人懇談や保護者面談等を 適宜実施して、コロナ禍、学習、生活習慣それぞれの不安や悩みに個別の支援をしてま いりたいと思います。以上でございます。

[2番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 2番 清水由美子君。
- ○2番(清水由美子君) 人との距離をとるというコロナ対策は、今まで、仲よくなるため、相手をよく知るため、絆をつくるために心を通わせるためにしてきた行動を制限しなくてはいけないことも多々あると思います。生徒さん、御家族はもちろんですが、先生方も大変な御苦労があると思います。引き続き子供たちを見守り、指導していただくことを要望し、また一日も早く、マスクを外し、大声で話したり歌ったり食事できる日が来ることを願い、次の質問をさせていただきます。

先ほど小寺議員も、こちらの「養老町の教育」から質問されました。私もこちらの中から、令和2年度施策方針、教育・行財政主要施策、輝く人のまち【人】から質問させていただきます。

1つ目として、生涯スポーツについてお尋ねいたします。

養老町のスポーツ振興の方針と重点で、年齢・性別にかかわらず、養老町に住む全ての人が自分に合ったスポーツに親しみ、身体的、精神的に健康で健全に過ごすことができる町を目指すとあり、今年度、地域住民との協働により、各地域の歴史・文化などを

生かした、特色ある誰もが気軽に運動を始めることができるウオーキングマップを作成 すると説明を受けました。

ウオーキングは現在されている方も多いと思いますし、何歳からでも始められ、個人でもグループでもできる運動です。新型コロナウイルスの影響で運動不足という方にも始めやすい運動であり、マップの完成が待ち遠しく思います。マップの作成はどれぐらい進んでいますか。特色などの内容も詳しくお尋ねします。

2つ目として、学校教育についてです。

今年より、留守家庭児童教室が夏休み期間のみ6年生まで受入れとなりました。昨年までは、指導員の不足など課題もあったようですが、運営や子供たちの様子についてお尋ねいたします。

- 〇議長(吉田太郎君) 西川教育委員会事務局長、答弁。
- ○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長(西川敏明君) ただいまの御質問につきましては進捗状況ということでございますので、担当課から御回答をさせていただきます。

まず1点目、生涯スポーツのウオーキングマップの進捗状況ということでございますが、まず、養老町には現在2つのウオーキングコースが設置されております。1つ目は親孝行の養老の滝へ続く道ウオーキングコースでございますが、役場を起点として養老公園までの約10キロ、高低差が282メートル、所要時間約150分のコースで、平成27年度に新日本歩く道紀行100選森の道に認定されております。絆ウオーキングなどのウオーキング大会で利用されているところでございます。

2つ目といたしましては、養老公園観光ウオーキングコースでございますが、養老鉄 道養老駅を起点・終点といたしまして、養老の滝をはじめ養老公園内の見どころを巡る 約5.6キロ、所要時間約90分の養老公園の魅力を満喫できるコースとなっており、主に 養老駅から養老公園へ向かう観光客の方に利用されているところです。

ウオーキングマップの作成につきましては、スポーツによる健康づくりの特命事項推進チームが中心となって、昨年度から進めているところでございます。ウオーキングマップにつきましては、町内11地区にA4版のものを1種類ずつ作成することとしております。作成に当たりましては、地域の歴史、文化などを生かした特色ある、また、誰もが気軽に運動を始められるように、距離も2キロから5キロ程度の範囲のコース設定としており、現在は11地区ともコース案の作成が終わり、安全で歩きやすい環境かどうかの現地確認まで終了したところでございます。

今後は、各地区のスポーツ推進委員や体育振興会等と連携し、地域の皆様の御意見を いただきながら、今年度中にマップの作成及び全世帯へ配付する予定としております。

続きまして、2点目の留守家庭児童教室の状況でございますが、留守家庭児童教室の 利用対象者につきましては、今年度より夏季休業期間中のみでございますが、小学校6 年生まで拡充をいたしました。夏季休業期間中の利用者は全体で234名、学年の内訳といたしましては、1年生が65名、2年生が68名、3年生が58名、4年生が35名、5年生は6名、6年生2名ということで、5年生以上の利用は8名でございました。

夏季休業に入る前は、今回の拡充により新しく対象となった高学年児童は、身体的にも精神的にも成長が著しい時期でございますので、十分な指導ができるかどうか若干心配をしておりましたが、高学年の利用児童が想定よりも少なかったこと、また夏季休業期間が8月1日から16日までと短かったこと、また利用された8名の方が過去に留守家庭児童教室を利用された経験があるということで、教室内でのルールや約束事についてもよく理解されており、大きなトラブルもなく、どの子供さんも落ち着いた生活をされていたというふうに報告を受けております。以上でございます。

[2番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 2番 清水由美子君。
- ○2番(清水由美子君) 長寿の方は自分に合った運動をされているそうで、最終的には無理のない運動、歩くに帰着するそうです。年齢を重ねると足から弱ると言われています。足は頭と関連しているので、足を使うことで脳の活性化が起き、頭がぼけないと言われています。また、足を動かし下半身の筋肉をつけることで基礎代謝が上がり、メタボ予防に役立つと言われています。

健康で元気に年を重ねていくことはとても幸せなことですし、病気が少ないということは、町の財政にとってもとてもよいことです。ウオーキングマップが完成し、来年以降になるとお聞きしている町独自のアプリの開発と活用が進み、生涯現役、若返りのまち養老を期待し、私の一般質問を終わります。

- 〇議長(吉田太郎君) 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。 次に、13番 水谷久美子君。
- **〇13番(水谷久美子君)** それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

1件目は、母子福祉施策について伺います。

厚生労働省が8月25日に公表した人口動態統計の速報値によると、2020年度上半期、1月から6月までですが、その出生数は43万709人と、前年同期比で8,824人減少したと報じました。今年6月に公表された2019年度の出生数は、1899年の統計開始以降、概算で86万5,234人と最も少なく、初めて90万人を割り込みました。7月末閣議決定した2020年度版少子化社会対策白書では、65万ショックとも呼ぶべき状況と警告を鳴らしています。

養老町の合計特殊出生率は、2013年、平成25年度以降、全国、県の平均に満たない数値で推移しています。町の人口ビジョン「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略人口の将来目標では、現在の合計特殊出生率の水準を維持しながらとしていますが、初めに

当町の上半期における出生数と前年度期の比較数及び増減率を伺います。

2点目は、流産や死産経験者への心理的ケア支援体制の整備への見解を伺います。

厚生労働省によると、2018年に妊娠満12週以降の胎児を流産または死産した女性は、全国で約2万人に上るとのことです。身体的な負担だけではなく、喪失感は数年にわたり続くとされ、抗鬱や心理外傷後ストレス障害(PTSD)などの関連も指摘されています。喪失感を抱える当事者から話を聞くことは難しく、課題が表面化しにくいため支援の必要性が求められてきました。

妊娠期や不妊の相談については、不妊専門の相談センターや、継続的な保健指導を行 う自治体の子育て世代包括支援センターといった行政の支援体制が整備されていますが、 流産や死産経験者への心理的ケアは想定していません。

先進的な取組を進める自治体への聞き取りや、助産学などの専門家を中心とした西濃 圏域連携での自治体の妊娠相談窓口の担当者会議などを立ち上げ、当町でも具体的な支 援体制の整備を求めるものです。

3点目は、母子健康手帳にある母性健康管理指導事項連絡カードの活用について伺います。

新型コロナウイルス感染症は、妊婦に感染や重症化しやすいのではないか、妊婦から 胎児にもうつるのではないか、心臓や目、耳への障害がもたらされるのではないかなど、 終息予測やワクチンの開発が進まない中、今年度の妊婦は疑問や不安と闘いながら働く 日々を過ごす事態になっています。

相模原市の北里大病院で4月初め、新型コロナウイルスに感染した妊婦が出産しましたが、赤ちゃんはPCR検査で陰性でした。周産母子成育医療センターなどの専門家によれば、母子感染は、胎内感染、産道感染、母乳感染の3つがあるが、感染した妊婦全体で見ると赤ちゃんへの感染は少ないが、妊娠初期に感染した人はまだ出産しておらず、今後の情報を注視したいと述べています。日本産婦人科感染症学会、早川副理事長は、感染しないのが一番重要であり、人混みを避け、在宅勤務など感染予防に心がけてほしいと呼びかけています。働く女性の場合、母子健康手帳などにある母性健康管理指導事項連絡カードを利用し、医師や助産師に相談し、記入してもらい、感染リスクの低い作業への変更や在宅勤務、休業などを求めるカードの積極的な活用を交付窓口でさらに説明していただきたいと思います。

最後に、産前・産後ヘルプ事業の創設を求めます。

妊娠中や出産後の母親を支援するヘルパー派遣事業は、具体的には家事や育児、ワクチン接種など病院への付添い、買物などを支援する事業です。特に定期・任意ワクチン接種は生後6か月まで接種管理が求められ、母親には大きな責任を果たすことが求められています。

今、10人に1人の新生児が低体重児と言われています。当町の平成30年度出産時の体

重1,000グラム未満の新生児は3人、1,500グラムから2,500グラムが9人との報告を受けています。低体重児の多くは、大垣市民病院が医療ケアの病院です。母親1人で新生児を抱えての通院は大変な労力を要します。

先進地では、市民に認知され、母親や父親にも歓迎されていた施策として発展しています。また、乳児の虐待を未然に防ぐ施策としても求められています。創設には国や県の補助金も約束される事業です。ぜひ、次年度に向かい検討していただきたいと考えます。

厚生労働省子ども家庭局は、健やか親子21を基盤として、地域における切れ目のない 妊娠・出産などの支援を推進することを大きく掲げています。子供を産みやすい環境づ くりとして令和元年当初予算で268億円、令和2年度の概算要求額として299億と、31億 の増額予算を打ち立てています。

子育て世代包括支援センターの運営費については、一部社会保障の充実として、利用者支援事業を内閣府の予算に計上して活用を実施するとしています。中でも、産後も安心して子育てできる支援体制確保の観点から、産後ケア事業の推進、育児負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭支援のための多胎児の育児経験者家族交流開催、相談支援の実施、育児などサポーター派遣で産前・産後における日常育児に関する介助などや相談を行うとしており、担当部長が国や県の補助金はないので、この質問の中にある部分は削除されたほうがよいという御指摘には当たらないのではないでしょうか。以上4点での答弁を求めます。

- 〇議長(吉田太郎君) 高橋住民福祉部長、答弁。
- **〇住民福祉部長兼健康福祉課長(高橋正人君)** それでは、水谷議員の御質問に関しまして、実務的な部分がございますので、担当部長の私からお答えを申し上げます。

まず1点目の出生数と比較、増減率の件でございます。

2020年1月から6月の出生数は44人で、前年同期と比較して8人の減及び約15.4%の減であります。

続きまして、2点目の流産、死産経験者への心理的ケアということでございますが、 県では、身体的・心理的に不安定な妊産婦、未熟児、障害や疾病を持ったお子さんとそ の保護者の方などが地域で安心して生活が送れるように、医療機関、市町村、保健所が 連携しながら早期に支援する体制を整備しております。このような仕組みの中で、流産、 死産を経験した方は、医療機関にて支援が必要と判断した場合、本人の同意の下、保健 所経由で当町の保健センターに情報提供がありますので、保健師が訪問して相談支援を 行っております。また、妊娠届出時から妊娠中でも保健師が継続的に関わり、出産まで の間においても相談があれば随時対応し、支援しております。

続きまして、3点目の母性健康管理指導事項連絡カードの活用についてでございます。 母性健康管理指導事項連絡カードは、妊婦健康診査等で医師から指導を受けた場合、 指導内容を医師に記入してもらい、職場に的確に伝えるためのものでございます。現在、母子手帳交付の際、保健師が体調のほか仕事の内容や負担感、上司への妊娠の告知状況、産休・育休の取得予定など、就業状況についても尋ね、妊娠しても安心して働くことができるよう相談支援を行っております。その上で、全ての方に母子健康手帳に掲載されている母性健康管理指導事項連絡カードの活用方法について説明しています。

また、妊婦が職場環境の職務でコロナウイルス感染症の感染が不安な場合は、かかりつけの産婦人科医師に感染リスクについて相談し、職務内容の変更や休業等が必要となれば、母性健康管理指導事項連絡カードの記入をしてもらうよう、母子手帳交付時に保健師から指導してまいりたいと存じます。

続きまして、4点目の産前・産後ヘルプ事業の創設についてでございます。

産前・産後ヘルプ事業は、名古屋市、豊田市などで家事や育児が困難な方に対してヘルパーを派遣して、家事や授乳のお手伝いなどの育児を援助する事業であると存じます。

当町では、これまでに家庭や地域での妊婦の孤立感の解消を図るために、保健師による相談支援や出産後の訪問を実施しております。また、さらに来年度から、助産師の訪問により、出産後の母子に対して母親の身体回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援する産後ケア事業を計画しております。

今のところヘルパーが必要な事例はございませんが、ニーズが見込まれるのか、実施 事業所があるかなど、今後、事業の必要性について調査研究してまいりたいと存じます。

また、私どもが現在把握している状況でございますが、同ヘルプ事業につきまして複数の自治体に確認しておるところ、平成29年度以降、この事業に関する国の補助制度が打ち切られておりまして、それ以降は自治体単独で実施しているとのことでございます。以上でございます。

[13番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 13番 水谷久美子君。
- ○13番(水谷久美子君) ここで、母子健康手帳による幼児身体発育値について、共通 認識したいと考えますので御覧ください。

これは、40年前に出産した私たち世代の男の子の出生時のパーセンタイル値です。正常値とされるのが、ここを御覧ください。2,800グラムから4,000グラムというのが正常値でございます。

次に、20年前の母子健康手帳でございます。見にくいのですが、ここが正常値です。 ここでは2,500グラムから3,800グラムとなっています。

そして現在は、2,000グラムから3,700グラムがパーセンタイル値の正常の範囲でございます。

もちろん母子保健法第6条による出生時の分類では、2,500グラム以上4,000グラム未

満を正出生体重児、2,500グラム未満を低出生体重児、1,500グラム未満を極低出生体重児、1,000グラム未満を超低出生体重児と分類し、その分類に変化はないとのことですが、パーセンタイル値の現在の正出生体重児は2,000グラムからです。

大垣市民病院では、臓器などに異常がない限り、体重2,000グラムをめどに退院を促しています。未熟児リスク親子、人工呼吸器をつけて退院をする親子や多胎児親子にとっても万全を期した24時間・不眠不休体制での子育てが家庭で始まります。

再質問の1点目は、産前・産後ヘルプ事業はニーズが見込まれるのか、実施事業者があるかなど、今後の事業の必要について調査研究するとの答弁でしたが、今後ではなく直ちに取り組んでいただきたいと考えます。また、この事業が国からの補助金や交付金の対象になっていないのか、いま一度この点でも直ちに調査研究をしていただきたいと思います。

2点目は、流産などの心理的ケア支援体制です。

厚生労働省は、実態をつかむため、今年度中に自治体の相談センターなどを通じ調査を実施するとの報道もあります。心理的ケアの状況把握を踏まえ、各自治体が具体的な支援体制を整備する指針を今年度中につくるというものです。全ての都道府県と市区町村に、同省と調査会社が連携し、アンケートを実施するとしていますので、現場が直面する課題も明確になり、様々な事案を真摯に受け止めていただきたいと考えます。

3点目は、私たち世代の母子手帳にはなかった母性健康管理指導事項連絡カードの活用についてです。そのカードにより、具体的な実績があればお知らせください。

4点目は、子育て世代の人口対策では、昨年、職員アイデアによる若者定住マイホーム取得支援事業補助金など様々な施策が事業化されました。まだ1年しか経過していませんが、実績も踏まえ、現時点での評価を伺います。

- ○議長(吉田太郎君) 高橋住民福祉部長、自席で答弁。
- **〇住民福祉部長兼健康福祉課長(高橋正人君)** 私からは、再質問の1点目から3点目に つきましてお答えを申し上げます。

まず1点目の産前・産後ヘルプ事業でございますが、先ほども申し上げたとおりでございまして、複数の自治体で実施しているところに確認をいたしまして、現在は国の補助制度が廃止になっているということでございますので、類似するほかの事業につきまして、そういう事業があるかどうかは現在調査をしております。

当町といたしましては、少しでも妊産婦に寄り添った政策ができるよう、今後とも調査研究してまいりたいと存じます。

2点目の心理的ケアについてでございます。

厚労省のアンケートにつきまして、今のところ内容もまだ不明でございますが、このアンケートを踏まえ、国が支援体制の指針を整備するものと存じますので、その内容がまとまりましたら、様々な事案について真摯に受け止めてまいりたいと存じます。

3点目でございますが、先ほども申し上げたとおりでございますが、母性健康管理指導事項連絡カードにつきまして、妊婦の健康状態や就労状況について注意していただきたい事項を、勤務先に的確に伝えるものでございます。カードにつきましては、健診の結果、勤務先に措置いただきたい内容を記入するものでありまして、町においては具体的な実績を把握しておりませんが、これまで同様、母子手帳交付時などに、妊娠後も安心して就労いただけるようカードの積極的な活用を促してまいりたいと存じます。以上でございます。

- 〇議長(吉田太郎君) 松岡総務部長、答弁。
- ○総務部長兼企画政策課長(松岡弘泰君) それでは4点目の、昨年の職員アイデアということで取りまとめさせていただきました企画政策課のほうから御回答させていただきたいと思います。

平成30年度に全職員から人口減少対策に資する事業提案を募集いたしまして、令和元年度から三世代ハッピースマイル事業補助金、若者定住マイホーム取得支援事業補助金及び空き家利活用促進事業補助金を創設いたしました。

それぞれの実績についてでございますが、まず三世代ハッピースマイル事業補助金の うち、三世代同居・近居住宅取得支援補助金は23件、620万円、孫育てサポート補助金 は1件、4万5,000円でございます。次に、若者定住マイホーム取得支援事業補助金は 2件で50万円でございます。最後に、空き家利活用促進事業補助金につきましては、実 績のほうはございませんでした。

いずれの事業に関しましても、まだ1年を経過したところでございまして、現段階で 見直しを検討するものではございませんが、様々なケースでいろいろ御相談をいただい ております。それらの内容も踏まえながら、適切な時期に見直しを図ってまいりたいと いうふうに存じております。よろしくお願いします。

[13番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 13番 水谷久美子君。
- ○13番(水谷久美子君) 行政からは、子育では1人で悩まない、1人で抱え込まない、 社会が育てるとのメッセージの文字が流れています。しかし、産後の女性は、日中30分 でいいいから眠る時間が欲しい、家事作業を手伝う支援が欲しい。また、自分の子なの に何を言っている、昔はそんな甘いことは言わなかった、だから今の母親は駄目なんだ。 どうして未熟児が生まれたのか、高齢出産だから、ぎりぎりまで働くからなどなどと心 ない言葉はさらに母親を追い詰めます。行政からのメッセージは、これらの声に支援す る体制が整う根拠がなければ、きれいな行政言葉でしかありません。

そこで、子ども課長に伺います。

9月議会の補正予算で、子育てファミリー事業が提案され、大きな期待が寄せられると考えます。この施策ともリンクしながら、産前・産後ケアとしても充実していただき

たいと思います。一番身近で支えてくれる実母や義母が他界しているケースもあるでしょう。養老町で産み育て、満足と実感できる事業の発展を願いますが、予算も含め英知を絞っていただきたいと思います。また、その決意をお聞かせください。

さらに、正・副町長、教育長には、多忙な公務の合間を縫い、子育てアプリの作成や、保健行政の一翼を担っている保健センターの職員を激励したり、乳幼児健診や子育てアプリなど、非常に工夫していただいている現場に出向き、また今年はコロナ禍で健診も今までのようにはいかず、集団健診がありませんが、コロナ禍が解除されたら、ぜひとも3か月健診などの集団健診を通して、その現場に出向き、父母の方たちと接していただきたいと思います。

- 〇議長(吉田太郎君) 近藤子ども課長、答弁。
- **○住民福祉部子ども課長(近藤真由美君)** ファミリー・サポート・センター事業についての御質問ですので、私からお答えをします。

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かりなど支援を受けたい者と、その援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するものです。

令和3年4月から実施予定のファミリー・サポート・センター事業の支援を受けたい者の利用条件は、支援は命を預かるもので、リスク等を鑑み、おおむね6か月から小学校6年生とする予定をしております。そのため、6か月までの乳児は対象外になります。

しかしながら、産後すぐに児童を連れて1人で病院受診をする保護者には、支援が必要であると考えられます。そのため、どのような方法であれば支援ができるかを、ファミリー・サポート・センター事業の委託予定事業者との協議や、他の制度の利用等検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 13番 水谷久美子君。
- ○13番(水谷久美子君) 次いで2件目の質問に移ります。

2件目は、コロナと教育行政について伺います。

国立成育医療研究センターは、8月18日、「コロナ×こどもアンケート」第2回調査報告書を発表しました。調査期間は6月15日から7月26日まで、緊急事態宣言解除後、多くの学校が長期臨時休校の後、再開された時期に実施されました。子供981人、保護者5,791人が回答しています。

調査では、全体の72%に何らかのストレス反応がありました。この調査の目的は、コロナの下で子供たちが受けているストレスを経時的に調べ、問題の早期発見や予防につなげるというものです。また、調査に協力することで自分や家族のことを振り返り、気づくきっかけにもなることを意識して調査内容を考えています。

これが、その調査結果でございます。

最近集中できない。また、コロナのことを考えると嫌な気持ちになる。そして、すぐいらいらする。これが大きく6歳から17歳の児童・生徒の状況です。

また、自分の体を傷つけたり、家族やペットに暴力を振るうことがある。誰かと一緒 にいても自分は独りぼっちだと感じる。嫌な夢をよく見る。

当町の学校現場でも新しい生活様式が求められ、教員やPTA、児童・生徒、地域が一丸となり、教育委員会も全面的に支援し、日々の学校生活が営まれていることは十分理解しています。

そこで、次の点で伺います。

学校が再開され、全国各地で生徒・児童が救急搬送される報道が相次いでいます。中には、炎天下の中、マスクをつけ、運動場で体育の授業をしている中、脱水症状で救急搬送される映像が流れています。

1点目は、当町において、学校再開から小・中学生の救急搬送の実態と主な原因、予 防対策について伺います。

2点目は、感覚過敏症の児童・生徒、教員へのマスクの着用について伺います。

コロナ感染はほとんどが空気中からで、感染予防のためマスクと換気が大事であることは言うまでもありません。しかし、マスクをすると肌がかゆくなったり頭痛に襲われる、刺激に敏感な感覚過敏症の児童・生徒・教員などは、着用が苦手です。子供の感覚過敏は発達障害の子供に多く、通級指導教室には、天井のスピーカーにタオルをかけ音を和らげたり、薄暗い部屋をつくったり、給食の食感などを工夫し感覚過敏の生徒に配慮した環境がつくられています。

先日、名古屋の市立中学校のGIGAスクール構想に基づく授業風景や生徒の感想インタビューの映像をテレビで見る機会がありました。生徒全員がマウスシールドを着用、教員は表情が分かるフェースシールドを着用していました。当町も布・不織布マスクに加え、マウス、フェースシールドの着用を求めるものですが、その見解を伺います。

3点目は、学校給食の給食室にエアコンの設置を求めるものです。

養老町の自校単独方式の学校給食について、故小足幹雄教育長は次のように議会で話されています。学校給食は最も大切な教育の一つであり、調理室は学校の中での一つの教室であります。また、養老町は水害被害を過去に経験し、地域の中に給食室があることは、地域住民の命や健康を守るとりでとしての位置づけもあります。センター化が叫ばれる昨今ですが、養老町にとって自校単独方式の学校給食を一層生かす形で推進し、西濃地域では一番充実した誇れる教育施策として堅持していきます。

さて、今年は8月16日から学校が再開され、給食が始まりました。調理員の方々は、連日暑さに向き合い、食中毒に気を配り、全神経を使いながら万全の体制で日々の献立作りの公務をやり遂げておられます。汗による着替えも数枚持参されているとのことです。調理室の労働環境を整えていくことが、今まさに求められています。現状をどう認

識されていますか。養老こども園も含め、小・中学校の給食室にエアコンの設置を求めます。

- 〇議長(吉田太郎君) 教育長 森島恵照君。
- ○教育長(森島恵照君) 水谷議員の御質問にお答えします。

学校再開以降、学校管理下において発生した救急搬送の事例ですが、全部で3件です。2件は交通事故によるものです。うち1件は下校中の自転車の自損事故で、体がふらついた原因が熱中症の疑いがあるとのことでした。もう一件は、日曜日の部活動に参加する際、祖母の車で交通事故に遭い、病院に行ったものです。残りの1件は、部活動中につまずいて倒れ、頭部を打撲したものです。いずれも軽度で入院することはありませんでした。また、夏休み中、町の町民プールに行ったときに、自宅へ戻る際、途中で具合が悪くなり、病院に搬送された事例が1件ありました。これは軽度の熱中症であったと小学校から報告を受けております。

新型コロナウイルスの感染予防として、学校においても身体的距離の確保、マスクの 着用、手洗いや3密を避けるなど、対策を取り入れた新しい生活様式を実践しておりま す。

夏休み以降、猛暑日が続いた環境下では、マスクの着用により体に熱が籠もりやすくなり、熱中症のリスクが高まります。このことから、学校では次のような指導をしてまいりました。登下校においては、児童・生徒間の距離を十分確保した上でマスクを外すこと。体育のときや屋外の活動においても同様です。2点目は、教室ではクーラーを使用し、冷房時でも適宜窓を開放して換気を行うこと。教室の設定温度は28度です。小まめに水分補給を行うこと。そして、気分が悪いときはマスクを外して呼吸を整えてよいことを子供たちへ指導することです。

県のガイドラインを踏まえ、熱中症対策には万全を期すよう学校と連携し、徹底してきました。マスクの着用に関する体調不良やストレスには、個人差があります。これからも個別の事情に配慮するとともに、児童・生徒相互の相手理解を促し、互いの体調を気遣うことができるよう指導してまいります。

続いて、2点目についてお答えします。

感覚過敏症のこととマスク、あるいはマウスシールド、フェースシールドの着用についてでございます。

6月の学校再開時に合わせて、各学校には新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として教職員にフェースシールドを配付しました。教職員の表情が子供たちに伝わりやすくなると考えたからです。フェースシールドは、全体指導をする際に便利でございました。しかし、夏場の暑さへの対応のため、現在ではほとんど使用されていません。

現在、小学校では、大多数の児童が布マスクを使用しています。中学校では、ポリウレタン製のマスクを使用している生徒が多いのが現状です。教員は、口元が見えるよう

マウスシールドを着用して授業を行う場合もございます。しかしながら、マウスシールドでは飛沫感染は防げない、上部から飛沫が広がるため、一斉指導をする場合のように児童・生徒と距離を置いて話すときにはよいのですが、それ以外、そばで話をするときには難しいということを伺っています。

マスクは、自身の飛沫を防ぐためのものです。児童・生徒相互が教室で授業をする際はマスクのほうが望ましいと学校現場からは報告を受けています。また、学校医からも、現状ではマスクの使用が望ましく、着用において個人差があることから、個別の配慮、例えば息苦しさを感じたときや、ソーシャルディスタンスを保てる場合はマスクを外すなどして、飛沫感染防止をしていくことが望ましいとの見解を得ています。

現時点では、児童・生徒や教職員の感覚過敏症について、マスクがつけられないという報告は受けておりません。しかし、マスク着用の不快感によるストレスを感じている児童・生徒がいる可能性もあります。そういった場合、皮膚に触れる素材によってはストレスを減らすことができることから、保護者と相談し、一人一人に合った最善の方法を取るべく、柔軟な対応をしていくよう指導してまいります。

また、みんながマスクをしているところで自分だけが外すというのは抵抗感があります。そういう子供たちの思いを酌み取り、互いの体調を思いやる集団づくりができるよう取り組んでまいります。

3点目の学校給食室に関わることについては、担当者よりお答えさせていただきます。 〇議長(吉田太郎君) 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長(西川敏明君) それでは、3 点目の学校給食室にエアコンの設置の件につきまして、御回答を申し上げます。

国の第2次補正予算として計上されました学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業による国庫補助金を活用いたしまして、本年度、学校側の要望をお聞きしながら、給食室にはスポットクーラーを9台、扇風機9台を導入いたしました。これは、4月、5月の休校の影響により夏季休業期間に学校給食を実施する必要が生じたため、給食調理員の熱中症対策として必要であると判断をし、導入したものでございますが、現場の調理員の皆様からは御好評をいただいております。

スポットクーラーや扇風機では、根本的な給食室の環境改善には不十分と考えておりますが、仮に各学校の給食室にエアコンを設置しようとした場合、約6,700万円の工事費がかかると試算がございまして、財政的にはなかなか難しい問題というふうに認識をしております。

少子化による児童・生徒数の減少や、給食室を含む学校施設の老朽化、慢性的な調理 員不足の問題等を抱えて、今後の給食施設の在り方についても検討をしてまいりたいと 考えております。以上でございます。

[13番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 13番 水谷久美子君。
- **〇13番(水谷久美子君)** 再質問を行います。

1点目は、当町では、学校が再開されてから全国的に報道されているような救急搬送の実態がないことが分かりました。改めて、現場の教職員が児童・生徒の心や体の変調に心を配りながら日々の学校生活が営まれていることが分かりました。しかし、教員も保護者も、児童・生徒も、学習の遅れを取り戻したいとの焦りの声も聞かれます。学習の遅れとその対策について、保護者や児童・生徒への周知は図られているのでしょうか。

2点目は、文部科学省が9月3日に改定したマニュアルでは、身体的距離確保の目安を2メートルから1メートルに変更しました。1メートルを確保できないときは、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことやマスクを着用することとあります。感覚過敏症でマスクが苦手な児童・生徒、教員は現在いないとのことですが、マスクの着用が長引き、後遺症や、今後、感覚過敏の児童・生徒がいる場合、マスク着用は苦手ですとの意思表示ができ、周りの環境もそのことを理解する教育環境をお願いしたいと考えます。

3点目は、学校給食でのスポットクーラーの対応で、以前に比べ調理環境が改善されたことは承知しています。

今年の学校給食は、授業日数の確保と連動しています。なかなか調理員の代替も容易ではなく、抜本的な調理環境の改善と福利厚生、賃金も含めた改善が求められていることは言うまでもありません。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次補正対象メニューには、学校の給食室へのエアコン設置はなかったとのことですが、3次補正で充当があれば、積極的に計画に入れていただきたいのとともに、なければ計画的な保育・教育環境整備として位置づけていただきたいと思います。お金がないのは重々分かっていますが、必要なところに必要な予算を立てる、これも行政の仕事でございます。

コロナの終息やワクチンの開発が一進一退する中、コロナとの共存が学校現場にも求められてきます。長い共存の中で、児童・生徒の心や体にも変化が出てくると考えます。 先ほど清水議員の質問に、心のアンケートやいじめアンケートなどは定期的に行っていくということですが、さらなる新しい生活様式を、児童・生徒の声や保護者の願いに寄り添い、教育行政を進めていただくことを申し上げておきたいと思います。

- 〇議長(吉田太郎君) 教育長 森島恵照君、自席で答弁。
- ○教育長(森島恵照君) それでは、今お話をいただきました1点目について、まずお話をさせていただきます。

コロナの影響で学校が再開されたのは6月です。このことは岐阜県内共通で、本町の学校の学習進度だけが遅れているわけではありません。御指摘のように、学習の遅れに関する不安を抱く方があるということは、夏休みの短縮や土曜授業等の活用によって1

年間で履修範囲をやり切るという見通しについて、説明が十分でないということだと考えました。この点について、御指摘を踏まえ、年度の中間点である今の時期に、現在の学習進度が例年に比べてどのような状況であるか、またこの先の見通しはどのように考えているかを保護者・児童・生徒に周知し、焦ることなく学習に取り組むことができるようにしてまいりたいと思っております。ちょうど10月、中学校は前期の評価を出しますし、今年は小学校も通知表を10月に出しますので、その時期に合わせてお知らせしたいと思っております。

また、学習の遅れを最も心配されるのは、中学校3年生の保護者であると思います。 既に3年生の生徒には、高校説明会や進路説明会を実施した際に、入試問題の出題範囲 が今年度の学習進度を踏まえて検討されていることを伝えていますが、今後も情報が入 り次第、速やかに情報提供し、正しい理解の下、落ち着いて学習に取り組めるように取 り組んでまいりたいと思います。本日の朝刊にも、岐阜県教育委員会のほうが来年度入 試の受験日の変更と出題範囲の削減の報道がございました。こういったことをその都度 丁寧に子供たちに指導し、伝え、焦ることなく学習できるようにしてまいりたいと思い ます。

続いて、2点目のことでございます。

意思表示の方法、大変大事な御提言ありがとうございました。そういった方法もあることを、学校のほうにも知らせながら、しかしながら子供たち自身がどう考えるか、子供たち自身の話合いを通して、自分たちの気持ちが仲間の中でどのように出せるかということについて考え、考えたことを大事にしながら取り組んでまいりたいと思います。その中で、御提案いただいたような方法はよりいいというふうに子供たちが考えることがあれば、そういったことを実現してまいりたいと思います。

3点目については、施設・設備のことに関しましてですけれども、特に給食室の関係で、調理員さんの環境を整えていくというのは重要な課題と捉えています。今年度はスポットクーラー等の対応で臨時的にできるだけ早く環境を整えるということで取り組んでまいりましたが、エアコンの設置等については今後検討していかなければならないというふうに思っております。

ただ、学校給食そのものについては、安全・安心に加え安定という要素も視点として、 施設等の老朽化等も含めて全体的な検討を十分しながら考えてまいりたいと思っており ます。以上です。

[13番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 13番 水谷久美子君。
- ○13番(水谷久美子君) 3点目は、コロナ差別防止条例の制定を求めるものです。 新型コロナウイルスの感染者をインターネット上で特定しようとしたり、誹謗中傷する書き込みが後を絶たず、児童や生徒が被害に遭うケースが報道されています。

宮崎市立高岡中生徒会と高岡地区PTAは宣言文を作り、スーパーや病院など50か所に「感染された方を特定し誹謗中傷することは絶対にしません。させません。許しません」の宣言文を作成し、掲示する取組が紹介されています。当町においても2名の陽性感染報道があり、感染者の居住地が全地区をめぐりました。また、2例目では、職場が特定されたため、当事者ではないかとの電話や訪問確認があったと聞いています。

当町では、町民や児童・生徒へのコロナ差別被害の実態を伺います。

また、県内では可児市が、差別や中傷、偏見を許さない、コロナ差別を許さない緊急 メッセージを行いました。県もストップ「コロナ・ハラスメント」宣言を行い、全国的 にもコロナ差別防止条例の制定をした自治体がありますが、人権教育を一般行政に息づ かせてきた養老町として、この件での見解をお聞かせください。

- 〇議長(吉田太郎君) 教育長 森島恵照君。
- ○教育長(森島恵照君) ただいまの御質問についてお答えします。

児童・生徒のコロナ差別に係る実態ですが、毎月行っている心のアンケートや定期的 に行ういじめ調査からは、差別的な事象は現在のところ報告されていません。

基本的な考え方として、校長会で次のようにメッセージを出しました。今、新型コロナウイルス感染症の防止を徹底することは大前提です。学校が安全に生活できる場であることは、どのような状況であろうとも最優先で考えなければなりません。現状は、コロナ感染第2波の渦中にあり、一層緊張感を持って対応、準備することが求められています。

感染することは怖いですが、感染を契機とした誹謗中傷や人権侵害も大変心配しています。感染者は、加害者ではありません。仕事で感染したり、誰から感染したか不明であったりすることは、誰にでも起こり得ます。日頃の啓発で、正しい知識と理解を促すようにお願いします。そして、心ない誹謗中傷、犯人探しのような言動が起こることがないように雰囲気づくりを心がけてください。

現状では、コロナ差別のような事実はありませんが、気づかないうちに心ない差別的な言動がないとは限りません。子供たちの言動や様子をよく観察し、誰もが嫌な思いをすることがないように取り組んでまいります。あわせて人権侵害問題を取り上げて学んだり、考えたりする機会を意図的に仕組み、日頃から人権を大切にする気風が高まるように取り組んでまいりたいと思います。

町民に対する取組については、大橋町長よりお答えさせていただきます。以上です。

- 〇議長(吉田太郎君) 養老町長 大橋孝君。
- ○町長(大橋 孝君) 私のほうからは、町民に対するお答えをさせていただきたいと思います。

当町におきましては、県より、これまでに2名の新型コロナウイルス感染者の報告が ございました。今のところ、誹謗中傷につながるような相談は寄せられいないという報 告を受けております。

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があり、これによる誹謗中傷はあってはならないと存じます。これまでも、広報「ようろう」、町ホームページなどにおいて人権教育・啓発を行っており、新型コロナウイルス感染症のみならず、人権尊重の大切さを訴えてきたところでございます。

この9月1日に、県知事及び42市町村長の連署により、ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言が発布されました。この宣言では、私たちが闘っている相手は、人ではなくウイルスであり、感染した方を思いやり、その立場を守ること。最前線で治療や社会生活維持に当たる医療従事者や関係者への感謝、人と人との絆を大切に、差別的扱い、非難を絶対になくすことなどを強く宣言しております。

今回の宣言は、条例の制定と同様のインパクトがある内容であると存じます。当町におきましても、オール岐阜の下、引き続き正確な情報に基づき冷静に行動されるよう、確かな情報発信に努め、様々な機会を捉えて、新型コロナウイルス・ハラスメントや風評被害の未然防止に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

[13番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 13番 水谷久美子君。
- ○13番(水谷久美子君) 条例を町独自で考えるのではなくて、県のストップ「コロナ・ハラスメント」宣言もそのような条例と同じような位置づけがあるということでしたが、人種差別やハラスメント、いじめや公金横領などは、発覚し、行政に届くときには大変深刻な状況下にあることは、過去の事案から私たちは学習しているところです。そのことを申し上げ、私の一般質問を終わります。
- O議長(吉田太郎君) 以上で13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時からといたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(吉田太郎君) 休憩を解き、再開します。

11番 田中敏弘君。

〇11番(田中敏弘君) それでは、発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、3項目について質問をいたしたいと思います。

まず最初ですが、上下水道事業コロナ対策についてであります。

安全・安心でおいしい水を安定的に供給するという使命の下、上水道事業はライフラインとして最も重要な役割を担っていると、そして日頃から真摯に業務対応をされていることをここに改めて感謝申し上げます。現在、コロナ禍真っただ中にあり、この感染症対策に何かと御尽力されていること、想像に難くなく、今後ともよろしくお願いします。

質問に入ります。

1点目、上下水道事業に携わる職員、業務従事者に感染者が発生した場合のバックアップ体制はできているのか。

2点目、厚労省は、新しい生活様式として学校、園、職場、家庭等において小まめに うがいや手洗いを推奨しています。このことで給水量、有収率にどのように影響がある のか分析をされておるのか。

3点目、コロナ感染症対策支援として上水道料金、下水道使用料の支払い猶予について取り組んでおられますが、件数、金額の実績を伺います。また、今後の対応は。

4点目、施設維持管理について通常業務プラス、コロナ感染症対策が必要と思うが、 現在の現場対応はどうなのか。

5点目、今回の補正について水道課関連は予算計上がありませんが、要求項目はあったのか、査定においてカットされたのか、経過説明を求めます。

以上、5点について伺います。

- 〇議長(吉田太郎君) 近藤水道課長、答弁。
- **○産業建設部水道課長(近藤晴彦君)** ただいまの田中議員の御質問につきましては、実 務的な内容でございますので、私のほうから回答させていただきます。

5点御質問がございましたが、1点目の御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の対策を行う以前の通常の維持管理におきましては、上水道、下水道施設ともに保守管理に当たる委託会社では特定の人員を継続して配置している状況でございましたが、このたびの感染症等の対策としまして、特定した人員の管理だけではなく、社内のほかの代理の人員でも管理できるような人員配置を行い、危機管理に備えるよう措置を講じてもらいました。

また、町職員の体制でございますが、何らかの対応が必要となった場合に備え、過去に水道課で事務を担当したことのある代替業務が可能な職員を選定し、体制を整えております。今後とも施設の保守管理業務及び町職員の体制におきましても、危機管理体制に万全を期していきたいと考えております。

続きまして、2点目の質問でございますが、現時点での統計によりますと、今年1月から7月までの使用水量につきましては、昨年度と比較した結果、特に大きな変化は見られておりません。住民の住宅等への滞在時間が増えているものの、個人の節水意識が働いたこと、また井戸等の利用が図られたことによる要因等も考えられ、特に水道の使用水量が影響を受けている状況ではございません。

また、有収率につきましては、使用水量の変化が影響を受けるものではなく、ポンプ場から送り出す配水量に対して漏水等の不用な配水をいかに抑制できるかというところが重要な要因となりますので、新型コロナウイルス感染症に関わる個々の対策が有収率に影響を受けるものとは考えておりません。引き続き漏水調査等を実施し、有収率の向

上に努めていきたいと考えております。

続きまして、3点目の御質問でございますが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により使用料等の支払いが困難となった方につきまして、水道料金及び下水道使用料等の納付期限の延長を実施いたしているところでございます。

第1弾の措置としましては、申出により、4月から7月請求分までのものを8月末まで納付期限を延長することといたしました。8月末の現時点におきましての支払い猶予については、電話での問合せが4件ございましたが、申請件数はゼロ件でございます。新型コロナウイルス感染症の感染がいまだ終息を迎えていない現状を踏まえまして、8月以降も引き続き納付期限の延長を継続いたしております。

第2弾の措置としましては、12月末までの請求分につきまして、令和3年2月1日まで支払い猶予をすることを決定しております。これは町のホームページに掲載しております。また、今後の状況を注視しまして、さらなる納付期限の延長につきましても検討していくこととしております。

続きまして、4点目の御質問でございますが、上水道施設については施設の保守契約を委託しておりますが、通常、施設は無人となっておりますが、施設の出入りを要する場合は手洗い等を徹底し、感染症予防に努めております。また、下水道施設については施設の保守に数人駐在する委託職員がおりますが、毎日の検温、マスクの着用、手の消毒やうがいの励行を徹底し、感染症予防に努めております。今後とも適正な施設の維持管理に努めていきたいと考えております。

最後、5点目の御質問でございますが、現状におきましては、直近の水道料金及び下水道使用料等の支払い実績を踏まえますと、特に新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けているという状況は見受けられませんので、このたびの補正について予算計上しておりません。

なお、防災関係で折り畳み式給水タンク一体型の給水栓1基、地下式消火栓から接続できる応急給水栓12基を備品購入することについての提案を行いました。これらの設備につきましては、感染症予防のための手洗い等の励行を促す機器として、このたびの補正に防災関係の備品購入費として約347万円計上しております。

今後とも新型コロナウイルス感染症による情勢を注視してまいります。以上でございます。

[11番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 11番 田中敏弘君。
- 〇11番(田中敏弘君) 再質問します。

地方創生臨時交付金関係で、他市町においては期間限定で水道料金無料化の取組例が ございますが、町の見解を求めたいと思います。

〇議長(吉田太郎君) 養老町長 大橋孝君。

〇町長(大橋 孝君) 田中議員の再質にお答えをさせていただきたいと思います。

減免等の措置についてでございますけれども、近隣の他市町において水道料金等の減免措置を講じているところもあるということは承知をしておりますが、現時点におきましては水道料金等の減免措置を実施する考えはございません。新型コロナウイルス感染症の対策として臨時の減免措置も内部で検討を行いましたが、今後も新型コロナウイルス感染症が一時的な一過性のものなのか、人々の生活に継続して影響を及ぼすものになるのか不明な状況の中においては、事業者として将来を見据えた着実な経営を行うことが大切であると考えております。

現在、西部簡易水道区域の上水道統合事業を大規模に実施している状況もあり、令和 5年度まで事業費をかなり要します。引き続き町といたしましては拡張事業や改良事業 を実施しながら、着実な健全経営に努めていきたいと考えております。以上でございま す。

[11番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 11番 田中敏弘君。
- ○11番(田中敏弘君) 上下水道事業は本当に地味な仕事で、しかし町民にとってはなくてはならない重要な部門であります。特に上水道事業については、先般、飯田島下地区での漏水修繕工事、本当に暑い中、親切・丁寧に対応されて御苦労さまでございました。住民の方から感謝の声が私の耳にも届いております。

先ほど回答がありましたように、上水道事業西部簡水区域の上水統合による多額の事業費を控えており、さらに将来的には人口の減少、小世帯化、空き家の増加、節水型機器の普及など、上水道使用料の減少が予測されます。今後なお一層の健全経営に取り組まれることを切望し、この質問を終わります。

次に、2項目めに移ります。

防災士との協働・連携はについてでございます。

本年の環境白書は、近年の気象災害などについて気象危機との言葉を初めて使い、社会の変革を促しています。地球温暖化の進行とその影響はもはや単なる気象変動ではないとして、人類と生物の生存基盤を揺るがしていると強い危機感をにじませ、新型コロナウイルス感染症と並び脅威だとも位置づけて警告をしております。7月上旬の九州地方や岐阜県飛騨地方の豪雨災害は、新型コロナウイルス感染症の終息を見ない中、発生しました。いわゆる複合災害の発生であります。また、自然災害の発生率も年々高くなり、自治体として連続複合災害にどのように向き合い、備えていくべきか、今問われているのではないでしょうか。

防災士とは、自助・共助・協働を基本理念として、社会の様々な場で防災力を高める 活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災 士機構が認証した人であります。 日本防災士機構は民間組織で、阪神・淡路大地震の教訓の伝承と市民による新しい防災への取組を推進し、我が国の防災と危機管理に寄与することを目的に平成15年に創設されました。2020年8月末現在、全国で19万7,229人、うち男性が16万4,690人、女性が3万2,539人の方で防災士認証登録をされております。国をはじめとする公的な財政支援によるものでなく、純然たる民間自律の発想と民間パワーによる努力によって地域防災力の向上に貢献しています。現在、全国の地方自治体や国立大学等の教育機関、民間研修機関において積極的な防災士育成の取組が進められ、それぞれの地域の自主防災組織や学校福祉施設、事務所等で防災士の配置、活用の動きが広がっています。

さて、養老町の現状として、調査依頼書の回答によりますと、養老町内では67名の方が防災士の資格を取得されております。うち29名が補助金を活用されておりまして、性別は男性が26名、女性が3名。残りの38名が自費での資格取得となっており、性別は把握していないとのことですが、次の点についてお尋ねをいたします。

最近、近隣市町においては、災害時、地域で助け合う力を高めるため、防災士でつくる防災士連絡協議会を設立したとメディア報道がありました。大変有意義なことで、ぜひ我が町も協議会を設立し、防災士との連携・協働を深めるべきと思いますが、見解を求めます。

2点目としては、平成25年より養老町防災士養成事業補助金制度を定め、防災士の養成、育成に推進されてきました。本年度も防災士資格取得補助金として4万9,000円予算計上してあります。まだまだ資格取得者は少ないと思いますが、今後何名まで防災士養成をしていく予定なのか。よその例でございますが、100名を目指しているところもございますし、機構側としても100名ぐらいが理想的としております。また、年齢制限はあるのか。

3点目、防災士資格取得者の中で町職員の方が1名ですが、この赤字のところです。 もう少し計画的に、行政の防災力向上のために、年に二、三名ぐらいは取得されるべき と。そして、最低でも20名は常時防災士資格取得者が在籍してもいいのではないかなあ と、このように考えておりますが、見解をお尋ねします。

4点目、女性の資格取得者が少ないようですが、PR不足ではないのか。一応この資料では一番右端の欄の3名でございます。各種団体等に呼びかけが必要であると思うが、 今後の方針を伺います。

5点目といたしまして、7月16日に新型コロナウイルスの感染防止対策を踏まえた避難所の設営訓練を、町中央公民館で町職員40人が参加して2回に分けて開催をされました。感染対策をしながら住民の皆さんの安心・安全をどのように両立させるか、難しい対応が求められます。ですから、このタイミングで防災士の皆さんに参加を求め、訓練を協働で行うべきと考えますが、この点について見解を求めます。

〇議長(吉田太郎君) 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長(中島恵美君) ただいまの田中議員の御質問に対しまして、5点ございますが、実務的な内容でございますので、担当の総務課のほうより回答をさせていただきます。

まず、1点目の近隣市町で防災士の組織が発足したが、本町でも協議会を発足させ、連携を深めるべきと考えるが、町の見解はということでございますが、現在、町内の防災士同士の連携が課題となっており、輪之内町と池田町におきましては、本年度に防災士連絡協議会が設立されました。海津市では、災害死傷者ゼロ人を目指してNPO法人海津市防災士会が組織されており、市民の防災意識向上を目的とした講座の実施や被災地での復興支援活動等、精力的に自主的な活動を行っていると伺っています。

本町におきましても、令和2年7月時点において67名の方が防災士の資格を取得しておりますが、相互に連携をする組織はございません。協議会が設立されれば、防災士間で情報共有が可能になるだけでなく、防災士による出前講座の実施等、町の防災意識の向上に有効な部分は多いと考えられますので、前向きに検討を進めてまいりたいと存じます。

2点目の防災士は今後何人まで増やす予定か。年齢制限はあるのかということでございます。

町といたしまして、現状では目標人数というものは定めておりませんが、防災士は災害時における共助の中心となる人材です。現在、町には129の区がございますので、各区に1名ないし2名程度の方がいらっしゃれば大規模災害時に有効ではないかと考えます。

なお、防災士の資格取得に年齢制限は設けられておりません。したがって、町の防災 士取得の補助制度も年齢制限はございません。

続きまして、3点目の町職員も計画的に資格を取得し、常時20名ぐらいは防災士を確保すべきではということでございますが、職員の防災士取得人数は、近隣他市町と比較しても少ない状況でございます。通常業務に支障のない範囲で毎年2名から3名の資格取得を進め、各課に1名ないし2名の合計20名程度の防災士を確保したいと考えております。また、町職員組合には資格取得の補助制度もあり、それらを活用するなどして、職員の防災意識向上とスキルアップのため、資格取得を促していきたいと存じます。

4点目の女性の防災士資格取得者が少ないが、今後の方針はということでございますが、避難所生活等において女性視点を踏まえた避難所運営は重要視されており、女性の防災士取得も求められております。資格取得の補助制度は平成25年度より開始いたしましたが、近年では活用する方が減少傾向にあります。補助金の支給に年齢や性別に制限はありませんので、制度の周知に努め、地域の防災力向上に努めてまいりたいと考えております。

最後、5点目ですが、町職員を対象に避難所設営訓練が実施されたが、防災士にも同

様の訓練を実施すべきではということでございますが、本年度の町防災訓練はコロナ禍により中止しており、感染拡大防止の観点から、今のタイミングで実施することは難しいと考えます。なお、今後、防災士の方には町の防災訓練に参加を求めるなど、協力を依頼してまいりたいと存じます。以上でございます。

[11番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 11番 田中敏弘君。
- ○11番(田中敏弘君) 再質問をいたします。

1点目といたしまして、大災害が発生した場合に、町職員のみで対応は限界があると 考えます。平時に防災リーダー養成講座を開催し、ある程度の知識・技術を取得され、 非常時のサポーターとして活躍いただければと思いますが、見解を求めます。

2点目、現在、世界中で新型コロナ感染症防止対策で大わらわの状況ですが、防災士 資格取得者の皆さんは、資格を取得された時期には新型コロナウイルス感染症は発生し ておりません。この感染症対策のスキルは大丈夫なのか伺います。

3点目、防災士連絡協議会を設立した場合、平時の訓練、非常時の出動をした場合の 費用弁償はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

それから、4点目は、中学生を学年単位、例えば2年生を対象に防災士の資格所得を 目指し、講座の開講を提案しますが、町の見解を伺います。

5点目として、先ほどの回答の中で職員の防災士資格取得人数について、私の提案、 真摯に受け止められたと思っておりますが、実現に向けて、具体的に今年度から取り組 まれるのかお示しいただきたく、町長にお尋ねいたします。

- 〇議長(吉田太郎君) 中島総務課長、自席で答弁。
- ○総務部総務課長(中島恵美君) ただいまの田中議員の再質問に対しまして、1点目から4点目までは私の総務課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町民を対象にした防災リーダー養成講座の開催により、知識と技術を習得し、公助を充実させることについての御提案でございますが、大規模災害時には共助の中心的役割を果たすのが、豊富な知識や経験を有した防災リーダー、すなわち防災士であると認識しております。引き続き補助制度を周知し、資格取得を促してまいりたいと存じます。

2点目の防災士の新型コロナウイルス感染症対策やスキルに問題はないのかということでございますが、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は、日本防災士機構のホームページにおいて情報を提供しているほか、町でも新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルをホームページで公開しております。コロナ禍により防災士の方を対象とした訓練等を実施することは困難ではございますが、防災士の方は日頃から様々な情報を収集され、御理解いただいているものと認識しております。

続いて、3点目の防災士が訓練もしくは災害で出動された場合の費用弁償についてで

ございます。

災害時については、性質上、無償でお願いしたいと存じますが、日頃の訓練等に参加 いただく場合についての費用弁償については検討してまいりたいと存じます。

4点目の中学2年生を対象に防災士の資格取得を目指した出前講座を実施することの 御提案についてでございます。

児童・生徒を対象にした防災講座は、学校から依頼があれば随時対応しております。 講座は防災士の資格取得を目指した内容ではございませんが、児童・生徒の防災意識の 向上を図ることは将来的に防災士の資格取得にもつながると考えますので、引き続き継 続をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

- 〇議長(吉田太郎君) 養老町長 大橋孝君。
- ○町長(大橋 孝君) 5点目の再質について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど議員が御指摘をされましたとおり、当町の職員の防災士取得人数は1名ということで、近隣市町と比較いたしましても少ない現状でございます。職員の防災士を確保しておくことは防災力の向上においては非常に重要なことであると認識をいたしております。資格取得については試験が平日2日間に及ぶことから、勤務しながらの資格取得となりますと、ある程度の時間が拘束されることから、強制的に取得させることは困難と考えますので、資格取得については職員に対し随時周知を行い、自発的な手挙げ方式により防災士を確保してまいりたいと存じます。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、防災士資格 取得試験を受験するために必要な防災士養成研修講座の受講が困難でございますので、 今後の動向を見ながら進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[11番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 11番 田中敏弘君。
- ○11番(田中敏弘君) 災害はいつ、どこで、どのように起きるか予測がつきません。 有事の際、いかに減災に向けて迅速かつ効率的に対応するかが行政に問われるかと存じ ます。このことを鑑み、平時から体制を確立していくことが肝要であり、諸施策講ぜら れるよう強く求め、次の質問に移ります。

3項目めですが、フレイル対策についてでございます。

2019年の日本人の平均寿命は、女性が87.45歳、世界2位、男性が81.41歳、世界3位となり、共に過去最高を更新したことが、7月31日厚労省が発表した簡易生命表で分かりました。前年に比べ、女性は0.13歳、男性は0.16歳延び、いずれも8年連続のプラスとなりました。平均寿命が延びた背景について、健康意識の高まりや医療技術の進歩があると。今後も緩やかに延びていくのではないかとしております。

また、厚労省は、介護を受けたり寝たきりになったりせずに生活できる健康寿命を3

年ごとに算出しており、最新の2018年の統計では、男性が79.5歳、女性は83.8歳、養老町の場合2018年の統計では、平均寿命が、男性が80.0歳、女性が85.2歳、赤字のところでございます。それから、健康寿命が、男性が77.7歳、女性が82.4歳となっており、どれだけ健康寿命を平均寿命に近づけるかが課題になります。

なお、健康寿命の算出方法が今年度、令和2年から、要介護度から算出する平均自立 期間に変更をされ、要介護2以上を基準に算出されておりますので、従来の数値よりか なり高くなっております。

最近、メディア等で頻繁にフレイルという言葉が目に、耳にするようになりました。 フレイルとは健常から要介護へ移行する中間の段階と言われております。具体的には、 加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じ籠もりがちになるなど、年齢を重ねた ことで生じやすい衰え全般を指しているようであります。

高齢者は、フレイルの時期に心身及び社会性など広い範囲でダメージを受けたときに 回復できる力が弱くなり、環境や外的からのストレスに対して、抵抗力が弱くなるよう でございます。しかし、適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができる時期 とも言われております。

養老町の動向としては、平成31年3月、従来の健康増進計画、食育推進計画と新たな母子保健計画を一本化し、第3次健康ようろう21を策定されました。フレイル対策についても触れられております。また、本年3月、町地域包括支援センターが全町内地域に対して日本老年医学会発行のパンフを回覧、周知されました。表面が新型コロナウイルス感染症、高齢者として気をつけたいポイントとしてということで、生活不活発を気をつけということでございます。裏面は先の見えない自粛生活、フレイルの進行を予防するためにとして、具体的に例を挙げて、分かりやすく列挙されております。

さらに本年4月から、新型コロナウイルスの感染拡大で外出自粛が呼びかけられる中、 自宅で気軽に体を動かしてもらおうとスポーツマックスの平松施設長が一般向けと高齢 者向けの体操を考案され、CCネットで放映、普及啓発されているところでございます。 質問に入ります。

フレイルの現状、課題と解決策はどのように考えておるのか。

2点目、後期高齢者の健康診査について、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔 健診、それぞれ受診率はどれほどか。また、数値に対して今後の対応は。

3点目、ロコモ・フレイル対策の実施について。第3次健康ようろう21に多くの項目で目標を掲げてありますが、検証体制は。また、結果を踏まえ、対策の周知はどのようにされるのか。

4点目、フレイル予防推進リーダーの養成、活用を提案いたしますが、見解はどうなのか。いわゆる介護予防サポーター、食生活改善推進員、口腔歯科サポーター、健康づくり推進協議会、地域自治町民会等、連携、協力をすることでございます。

5点目、日本老年医学会作成のパンフレット、3月、町内に回覧、周知されましたが、 結構見ておられない方も多くて、私は、非常に出来栄えもよく、分かりやすいので、後 期高齢者全員に配付すべきであると考えますが、見解を求めます。

- 〇議長(吉田太郎君) 高橋住民福祉部長、答弁。
- **〇住民福祉部長兼健康福祉課長(高橋正人君)** ただいまの田中議員の御質問に関しまして、実務的な内容が含まれますので、担当課、健康福祉課よりお答えを申し上げます。 まず1点目についてでございます。

第8期養老町介護保険事業計画策定のため、今年度、要支援・要介護に認定されていない65歳以上の高齢者8,188人のうち、無作為任意抽出で1,200人を対象に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、745人、62.1%の方から回答をいただきました。

その中で、階段を手すりや壁を伝わずに上っていますかの問いに対して、できないと回答した人の割合は、男性では85歳以降で増加し、女性では75歳以降で増加し始めています。高齢者の足腰が弱くなっていることが要因とも考えられ、前期高齢者の時点から積極的なフレイル予防が必要であると考えられます。また、週1回以上外出していますかという問いに対しては、男女とも85歳以降にほとんど外出しない方の割合が急増しています。家に閉じ籠もり人との交流を避ける生活は、心身ともにフレイルになっていくことから、85歳までの間に、高齢者が外へ出ていける、出ていきたいと思わせる通いの場などの仕組みづくりが必要であると考えられます。

健康寿命の延伸には、社会福祉協議会のいきいき・ふれあいサロンなど、通いの場の 拡充等による介護予防の推進が重要であると考えます。

続きまして、2点目についてでございます。

令和元年度のぎふ・すこやか健診の受診率は19.7%で、ぎふ・さわやか口腔健診の受診率は3.3%でありました。前々年度の実績と比較しまして、それぞれ0.8%増、0.3%増であり、過去の年度と比較しても年々上昇する傾向にあります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の第2期データへルス計画、これは平成30年度から令和5年度までのものですが、これによりますと、すこやか健診において疾病予防と疾病の早期発見・早期治療による重症化の予防と治療を継続するため、受診率20%以上を目標とすることや、さわやか口腔健診におきましては口腔機能低下や肺炎等の疾病予防、口腔機能の維持・向上を行うため、受診率5%以上を目標とすることを表記しております。

当町におきましても、まずこの目標を達成するため、受診対象者へは受診券と勧奨するパンフレットやチラシを同封し、また各医療機関へは受診勧奨用のポケットティッシュを置くなど、引き続き受診率向上につながるように啓発してまいりたいと存じます。 続きまして、3点目でございます。

健康増進計画、食育推進計画、母子保健計画を一体化した第3次健康ようろう21を平

成31年3月に策定しておりますが、その中で高齢期の健康として、身体機能の低下を防ぐ事業、ロコモ・フレイル対策を実施することとしています。現在、地域包括支援センターにおいて、身近な場所で開催しているいきいき・ふれあいサロンなどへ健康運動指導士などが出向く出張型運動教室等の出前講座、栄養、運動、口腔等、様々なテーマで行うまるごと介護予防教室、運動機能の向上と認知症予防を目的とした足・脳いきいき教室を実施しております。また、住民主体で認知症予防に取り組んでいただく仕組みづくりとして脳活リーダー研修を開催し、地域の老人会やサロンにおいて認知症予防の体操等を継続的に実施できるよう働きかけています。

この計画で掲げている目標については、計画の見直し時期である令和4年度に健康意識調査を行い、前回の結果と比較し、達成度を確認いたします。それを基に、健康づくり推進協議会において各健康づくり関係機関・団体の取組や現状と併せて検証し、新たな計画を策定する予定であります。

住民への周知につきましては、計画の概要版を全戸配付するとともに、地域の出前講座や健康イベント等にて内容をお知らせしております。また、健康づくりに加え、フレイル予防に関する記事は広報紙やホームページに掲載し、啓発を行っております。

続きまして、4点目の回答でございます。

現在、身近な地域で認知症予防のための体操や脳トレを広めようと脳活リーダーを養成していますが、今後、認知症予防にその他のフレイルの視点も加え、介護予防サポーター、これは仮称でございますが、の養成に取り組んでいきたいと考えております。

食生活改善推進員には、高齢者を対象として低栄養予防の知識の普及やレシピ紹介等 の啓発活動を行っていただいています。

地域町民自治会議との連携では、昨年度より、地域の要望により健康チェック等の健康イベントを行い、ロコモ度チェックやロコモ予防の体験等も行う体制をつくり、昨年度も2地区で開催いたしました。今後も様々な関係機関と連携しながら、健康寿命の延伸のため、フレイル予防に取り組んでまいりたいと存じます。

最後、5点目でございますが、コロナウイルス感染症による自粛を求めていた時期に、 自宅でできるフレイル予防を周知する目的で回覧をいたしました。

フレイル予防には、広報誌や町ホームページなどで啓発するとともに、今年度はフレイル予防のポイントを掲載したパンフレットを健診受診票と共に対象者全員に送付いたしましたが、今後は日本老年医学会作成のパンフレットを要約し、対象者全員に配付できるように検討してまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

[11番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 11番 田中敏弘君。
- ○11番(田中敏弘君) ちょっと事務局、先ほどの画像を映して、最後のやつ。

再質問に移ります。

私も後期高齢者になっておりましたので、3日ほど前、すこやか健診の案内が来ました。ぜひ行きたいと思っておりますが、今、回答をいただいたように受診率が少ないというようなことで、我々、知り合いも推進したいなあと思っておりますが、加齢に伴って筋力など心身の活力が弱った状態をフレイルと。新型コロナウイルスの影響で外出を控えている高齢者のフレイルが進むおそれが危惧される中、厚労省は4月から75歳以上の高齢者が受ける健康診断の問診票を一新し、フレイルの早期発見に重点を置いた健診に衣替えいたしました。

再質問します。

厚労省が発表した15項目の新たな問診票を、対象者に、いわゆる75歳以上の高齢者に、 周知策を講ぜられたのか。

- 2点目、医師会との連携・協力依頼体制はどのようにされておるのか。
- 3点目、介護施設との連携・協力体制はどうなのか。

以上、3点について質問いたします。

- 〇議長(吉田太郎君) 高橋住民福祉部長、答弁。自席で。
- **○住民福祉部長兼健康福祉課長(高橋正人君)** それでは、田中議員の再質問に関しまして、1番に関しまして、実務的な内容でございますので、健康福祉課よりお答えを申し上げます。

後期高齢者を対象としましたすこやか健康診査の質問票は、メタボ対策が中心の特定健診と同じ内容でございましたが、75歳以上の後期高齢者の健康診査にはフレイルの早期発見に重点を置いた内容に刷新されました。当町におきましても案内通知にフレイル予防のポイントを簡単に記載したリーフレットを同封し、周知を図っております。また、フレイルに関する15項目を問診票に追加しておりまして、事前に記入していただくことで関心を持ってもらうようにしております。さらに受診票には、フレイル予防の啓発のために医療機関で健診を受診した際に具体的なフレイル予防のリーフレットを配付していただくようにお願いをする予定でございます。今後は新たな質問票を活用して専門職と連携し、フレイル予防の取組を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

- 〇議長(吉田太郎君) 養老町長 大橋孝君。
- ○町長(大橋 孝君) 2点目、3点目の医師会との連携、それから介護施設との連携・協力ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

養老郡医師会とは健康なまちづくり推進会議や養老町健康づくり推進協議会で連携・協力体制を取っております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、すこやか健康診断等の問診票発送は例年より遅れておりますが、町内11か所の医療機関でフレイル予防も踏まえて健診できる体制を取っております。また、受診対象者へはリー

フレット等の配付を医療機関に依頼をしており、今後ともフレイル予防の周知啓発に取り組んでまいりたいと存じます。

また、介護施設との連携でございますけれども、国・県においても重要課題として捉えており、フレイル予防などの情報提供もいただいております。当町におきましても養老町介護保険運営協議会や事業所の運営推進会議などで介護施設と連携し、フレイル予防に関する情報共有を図ってまいりたいと存じます。

また、コロナ禍の中ではありますが、すこやか健診やさわやか口腔健診の受診を勧奨 し、フレイル予防に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

[11番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 11番 田中敏弘君。
- ○11番(田中敏弘君) 昨日、新聞報道ありましたが、全国で100歳以上の高齢者は過去最多の8万450人おられ、50年連続で増加していると、こういう報道がございました。養老町でも13人おられます。内訳、女性が12名、男性が1名ということでございますが、大変おめでたいことですが、健康で御存命ならいいんですが、そうでない方が増加傾向にあるようでございます。

このように、超高齢化と医療技術の進歩で増え続ける医療費をいかに抑制するか、国、 市区町村にとっても大きな課題となっております。我々国民、町民としても、健康なと きから健康で充実した人生を送るべき配慮が大切であると思いますし、小さなことでも できることから取り組むべきと認識を新たにしました。

ただいまは行政側の立場から多種多様な策を講ぜられていることを大変よく分かりました。私もフレイル状態にならぬように、また今日からできる限り医療機関にお世話にならないように配慮し、少しでも長く健康で充実した日々を送れるように努力することを声明し、質問を終わります。

養老の名に恥じないようにということで、以上、終わります。

○議長(吉田太郎君) 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は14時からです。よろしくお願いします。

(午後1時48分 休憩)

(午後2時00分 再開)

○議長(吉田太郎君) 休憩を解き、再開します。

次に、5番 岩永義仁君。

〇5番(岩永義仁君) 議長より指名をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は、4つの項目について質問を行います。

まず1つ目、消防団とびはしごの今後についてを行います。

非常日消防である消防団のとびはしごは、養老改元1300年祭での披露を目的に、町長

肝煎りの事業として華々しくスタートしました。1300年祭を終えたことで一区切りとなり、役目を終えるものと思っていました。

しかし、1300年祭後も養老町の消防団のとびはしごは続き、昨年の予算委員会においてその役割について質疑したところ、とびはしごは消防団のPR事業として位置づけられているとの回答でした。このことは、議会発行の議会だよりにも掲載されています。全国的な担い手不足の状況下にあって、消防団のPR活動としての役割はとても重要ですが、同時にこれまでの消防団の活動にとびはしごの活動が加わったことで、団員の負担が増していることも事実です。

養老町では消防団の組織改革が進行中で、団員数が大幅に縮小、特別団員をなくし、機能別団員制度を導入する予定であるという報告も受けております。こういった状況において、とびはしご事業を現在の形のままで消防団が担っていくことは、状況的に難しいのではないかと考えます。

過去には、消防審議会においてとびはしごを別の組織の任意団体にして活動してはど うかなどの意見が出たことも記憶しています。町執行部として、今後の消防団とびはし ごについて、どのように考えているのか見解をお聞きします。

2点目に、とびはしご事業においては毎年約58万円の予算が計上されています。とびはしごの構成人数を正確には把握していませんが、相当数の団員がその担い手として携わっているということと、イベント等での演技披露の回数を考えると、とてもこの低予算ではとても賄い切れないはずです。どのようにやりくりしているのでしょうか。以上の2点について回答を求めます。

- 〇議長(吉田太郎君) 廣澤消防長、答弁。
- **〇消防長(廣澤幸雄君)** それでは、岩永議員の御質問に回答させていただきます。

2点で御質問がございましたが、1点目の御質問に回答させていただきます。

平成27年、消防出初め式において養老町消防団長からとびはしご登りの構想が発表され、養老改元1300年祭の出展に向けて、同年11月には養老町とびはしご登り会が結成されることになりました。平成29年の改元1300年祭の演舞披露のほか、プレイベント、ふるさとフェスタや消防出初め式、また町や地域のイベントにおいて消防団の団結と意識高揚、地域活性化、消防団 P R を掲げ活動してまいりました。

このとびはしごについては、町民からは好評を得ていた一方、団員の一部から負担の増大による不満の声が出ていることもありました。とびはしご登り委員会で運営の在り方や訓練について検討され、消防団長から消防団とは別の組織を新たに立ち上げる、またはとびはしご登り会自体を廃止するといった2つの方向性で調整を続けていると報告を受けております。結論が出ましたら、改めて報告することで御理解をいただきたいと思います。

続きまして2点目、活動資金はどうやりくりしているのか、またその出どころはとい

う質問でございますが、活動資金に関しましては、平成27年度から訓練や町主催の行事への参加に対する出動手当を費用弁償として支出しており、また訓練に係る消耗品及び使用資器材の購入において一部を支出しております。そのほかに、岐阜県の助成金を活用、衣装を整備しております。また、岐阜県消防協会から養老郡消防協会に送金されます奨励金の一部が活動資金に充当されております。

以上で回答を終わります。

[5番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 5番 岩永義仁君。
- O5番(岩永義仁君) 再質問を行います。

現在のとびはしごを消防団とは別の団体、保存会等にすることで任意団体へと移行し、 賛同者によって運営していただくといような方法については私も賛同いたします。

1つ確認しますが、仮にこの新団体に所属する人の身分については、団体としてはあくまでも消防団員としてではないということでよろしいでしょうか。

次に、活動資金に関してですが、町の予算だけではなく、県や協会からの奨励金からも投入しているということで、その維持運営に関して非常に苦しい台所事情がうかがえます。消防団のお金に関しては、今年の初め頃、岐阜新聞で消防団に関する特集が掲載されました。その中で、新聞社の取材に対して、当町は協力金について把握していると回答しています。また、出不足金についてはないという認識とも回答しています。個人的に把握している話とは違う印象ですが、町の消防団に対するこの件の認識はこれで間違いありませんか。

- 〇議長(吉田太郎君) 廣澤消防長、答弁。自席で。
- 〇消防長(廣澤幸雄君) それでは、岩永議員の再質問に回答させていただきます。

まず最初に、新しい団体になればということでございましたが、新しい団体となれば、 消防団員として団体には属さないということになります。

2つ目でありますが、新聞報道の件でございます。

こちらの件につきましては、新聞報道されている内容と相違ございません。以上です。

〔5番議員挙手〕

- 〇議長(吉田太郎君) 5番 岩永義仁君。
- ○5番(岩永義仁君) 町の認識について確認ができました。もし、違うよ、そうじゃないよという情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ソースをつけて情報提供いただけたら幸いに思います。ひとまず今回は、消防団とびはしごについて組織としての変更が行われるということが確認できましたので、次の質問に移りたいと思います。
- 〇議長(吉田太郎君) 養老町長 大橋孝君。
- **〇町長(大橋 孝君)** 別団体にすると決定をされたわけではなくて、団長がどちらかを 選択してやっていくということをおっしゃったということでございまして、消防団のと

びはしご会の中での総意とは違うということを私は認識をしておりますので、その点を 申し添えておきたいと思います。以上です。

○5番(岩永義仁君) 企業誘致の現状について。

ここ数年、養老町での企業誘致の成果として、町長をはじめ執行部ではスーパーサンシとサラダコスモをその企業誘致の成果として主張をしてきました。現地現場を通りかかると分かりますが、サラダコスモはいよいよその全容が見える状況となり、営業開始が待ち遠しいといった状況になっています。

しかし、企業誘致成功の双璧のもう一方であるサンシについては、一向にその進捗が 見られません。現状がどうなっているのかお答えください。

- **〇議長(吉田太郎君)** 竹中企業誘致・商工観光課長、答弁。
- **〇副特命事項推進監兼兼産業建設部企業誘致・商工観光課長(竹中 修君)** 現状がどう なっているのかという個別案件に関する御質問でございますので、私のほうから御回答 させていただきます。

スーパーサンシ株式会社による瑞穂地内の商業施設開発計画につきましては、平成29 年2月に開発行為及び農地転用がそれぞれ許可されております。

その後、平成31年4月に工期延長の変更が提出され、現在に至っております。以上で ございます。

[5番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 5番 岩永義仁君。
- 〇5番(岩永義仁君) 再質問です。

特に何の進捗も見られない中での工期延長の申請があったということですね。いつまでに延長されたのかお答えください。

- 〇議長(吉田太郎君) 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。
- **〇副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長(竹中 修君)** ただいまの岩 永議員の再質問にお答えさせていただきます。

2022年、令和4年ですが、11月30日までの延長ということでございます。

〔5番議員挙手〕

- 〇議長(吉田太郎君) 5番 岩永義仁君。
- ○5番(岩永義仁君) 現在のコロナ禍で経済状態が悪化しているというのが日本中のあらゆる業種・業態で起きていることですので、一定の理解はできます。

ですが、コロナの影響は今年2月下旬頃からです。今回取り上げた企業誘致は町がずっと以前から、もう相当、随分前から進められてきたものです。農地転用・開発許可に至るまでには、企業や執行はもちろん、議会や地区も積極的に働きかけを行ってきました。本当の意味での町内関係者が一つになって実現した企業誘致です。こんなことは養老町が始まって以来かもしれません。町長はじめ執行部があれだけ企業誘致の成功例と

してサラダコスモと並べて自画自賛してきたのですから、必ず実現させていただきたい と思います。このことを強く指摘し、次の質問に移ります。

ごみ袋の改善を提案いたします。

コロナ禍による自粛生活の影響の一つとして、家庭ごみが増えているという報告を見聞きすることがあります。実際、我が家でもいわゆる家飲みの機会が増えたため、瓶や缶のごみが増えました。そんなわけで、今回はごみ袋に関する提案を行いたいと思います。

これまでも、機会を捉えては、ごみ袋の改善を提案してきましたが、いまいち私の提案にぴんときていなかったようで、一向に検討の気配も見られていません。今回は実際に私が提案している形状のごみ袋を使用している自治体のものを持ってまいりました。

こちらは、某市の大小ある燃えるごみ用の小サイズのごみ袋です。ただのずんどう型の養老町のものとは違い、スーパーの袋のように持ち手と真ん中にごみ袋を結ぶためのひも部分がついています。家のごみをごみ収集場まで運んでいる方なら、一目瞭然でその便利さが分かると思います。今の養老町のごみ袋の容量をそのままに、形状を変更させるだけです。こちらの採用を提案します。見解を求めます。

次に、コロナで増えたと言われる家庭のごみですが、養老町ではどれだけの影響が出ているのかお知らせください。

以上の2点の答弁を求めます。

- 〇議長(吉田太郎君) 問山生活環境課長、答弁。
- **〇住民福祉部生活環境課長(問山 剛君)** 岩永議員の御質問につきましては、実務的な質問でございますので、私から御説明させていただきます。

指定ごみ袋の形状変更に関する御提案についてでございますが、平成30年10月に町ご み減量化推進委員会においてごみ袋の形状変更等、委員各位に意見をお諮りしました。

その結果、コストの上昇、現在の使い慣れたごみ袋の使用継続が適当であるとの御意見が多数であったことに加え、平成29年3月に作成いたしました第2次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画で、住民の方を対象とした家庭ごみアンケートの中でも意見が少数でありましたことから、現在の仕様・規格に至っております。

議員御提案の形状の変更につきましては、国から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う啓発として、強く縛って封をして捨てるとした周知がなされていることに加え、ごみ集積場において衛生面の向上、ひいては台風など自然災害時における避難所生活など、感染症防止の面において有用であるものと考えております。

現在のごみ袋につきましては、取っ手を作るための切取り線を印字しております。コロナ禍における利便性、コスト面など住民の方とも協議をして対応を図っていきたいと考えております。

次にコロナ禍におけるごみ量についての御質問でございますが、コロナ禍におけるス

テイホーム、外出抑制が図られた結果、多くの時間を御自宅の掃除などに充てられた方が多くあると伺っております。当町におきましても、4月から7月までの家庭ごみの量につきましては、前年対比、家庭ごみの燃やせるごみの量は約1割、燃やせないごみに至っては4割程度の増加となっております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

- 〇議長(吉田太郎君) 5番 岩永義仁君。
- ○5番(岩永義仁君) 審議の結果、今のものをそのまま使用しているということですけれども、恐らく便利なごみ袋をきちんと理解していただいてないんじゃないのかなと感じております。また、心配な面はごみ袋の形状を変更することでの値上げですね。コストの増加というのは非常に気になるところで、特に家庭に直撃するという意味では反対する意見も出るのかなと思います。

ですが、実際にこの便利なごみ袋を利用している自治体が発注している業者であれば、 既にこの型を持っているので、コストが上昇するというようなことは考えにくいはずで す。指名入札であれば、対応できる業者を選定すればいいだけです。

県内だけでも、この形状のごみ袋を使っている自治体は複数あります。ちょっと調べただけでも、関市、可児市、本巣市、美濃市、土岐市、恵那市では、容量についてはちょっと分かりませんが、提案している便利な形状のごみ袋を使用しています。デメリットが見当たらないと思うのですが、変更することは難しいのでしょうか。お答えください。

- 〇議長(吉田太郎君) 問山生活環境課長、自席で答弁。
- **〇住民福祉部生活環境課長(問山 剛君)** 岩永議員の再質問にお答えいたします。

指定ごみ袋における町の考え等についてでございますが、取っ手などの形状変更には 一般的に型抜きなどの作業が必要であり、原材料も多く使用することから、現在の容量 で形状変更となりますとコストに影響はあるかと考えております。

何より、ごみ袋は生活する上で使用頻度も多く、現在も使い慣れ親しんで使用していただいている住民の方もございます。すぐに形状の変更をすることは難しいと考えておりますが、コロナ禍で生活環境が大きく変化したのも事実でございます。生活ニーズなど、住民の方の御意見も伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[5番議員举手]

- 〇議長(吉田太郎君) 5番 岩永義仁君。
- ○5番(岩永義仁君) 住民サービスの向上はもちろん、課長が答弁の中で言われたように新型コロナ感染症対策にも有効ということです。ぜひとも大胆かつ積極的に変更に向かって進めていただきたいと思います。

最後の質問に入ります。新型コロナ患者への対応についてです。

中国武漢で発生し、日本でも2月から続いている新型コロナ問題ですが、とうとう養老町においても罹患者が発生しました。プライバシーの観点から、十分な情報が提供されているとは言えない状況で、様々な臆測が飛び交っている状況です。

3月議会で最初にコロナに関する質問をした際に、コロナいじめが発生しないよう気をつけてくださいと申し述べましたが、県からもストップ「コロナ・ハラスメント」宣言が出ているのは周知のとおりです。

そこで今回は、町内の住民が今後さらに新型コロナに罹患してしまったときの対応についてお聞きしたいと思います。

町内で新型コロナ感染者用に確保されている病床数、ベッド数ですが、これがどれだけあるのか。

次に、近隣市町でも罹患者が出ていますが、当町への受入れはあるのか。 そして、現時点で確保されている病床の占有率についてお答えください。

- 〇議長(吉田太郎君) 高橋住民福祉部長、答弁。
- **〇住民福祉部長兼健康福祉課長(高橋正人君)** ただいまの岩永議員の御質問に関しまして、実務的な内容でございますので、担当課、健康福祉課よりお答え申し上げます。

岐阜県健康福祉部感染症対策調整課に確認したところ、各市町村で確保されているベッド数、占有率、罹患者受入れ状況など、いずれも地域間での不安を考慮して非公開との回答でございました。したがいまして、当町が把握しております情報は県が公開している情報のみでございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 5番 岩永義仁君。
- ○5番(岩永義仁君) 再質問を行います。

所管である県からの情報提供がないということで何も分からない、こういった状況に 町として何か県に抗議するなどの動きはありましたか。他市町でも多数の罹患者が出て いるところがありますが、そういった自治体でも同じく情報提供がないということでし ょうか。県のホームページを見ていると、行動履歴や濃厚接触者の有無等、ある程度の 情報が出ているケースもありますが、養老町のケースでは性別と発症日が掲載されてい るだけです。この情報量の違いについて、県から説明を受けていればお答えください。

- ○議長(吉田太郎君) 高橋住民福祉部長、自席で答弁。
- **○住民福祉部長兼健康福祉課長(高橋正人君)** それでは、再質問に関しまして私のほうからお答えを申し上げます。

こちらにつきましても、県担当課に確認したところでは、第1波の感染者が発生した 当初はコロナ・ハラスメントなどがあまり想定をされておりませんでしたので、詳細の 内容もございましたが、特に第2波以降の感染者はコロナ・ハラスメントの防止を考慮 して、必要最小限の情報を提供しているとのことでございます。 なお、県のほうには再三にわたり詳細な情報はないかということで確認はしてございますが、特にこれ以上の情報はいただいていないという状況でございます。他の市町村も同じ状況でございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

- 〇議長(吉田太郎君) 5番 岩永義仁君。
- ○5番(岩永義仁君) 県だけが情報を把握しているということですね。

自治体としては、最低限自分の町の医療施設にどれだけの罹患者がいるのかも分からないというのは、万一の災害発生時の救助体制や避難計画といった危機管理の面から考えても明らかに不備があり、大きな不安です。とはいえ、県が情報を出さないと言っている以上、今のままでは情報を引き出すことは難しいでしょう。

そこで、提案です。独自で保健所を持っていない県内の多くの自治体では全て同じ状況であろうと考えます。そういった自治体の首長連名で情報提供について県に訴えていただきたいと思います。別に、県にけんかを売ろうとかそういうわけではありません。 防災上の情報提供のお願いです。町長、いかがでしょうか。

- 〇議長(吉田太郎君) 養老町長 大橋孝君。
- ○町長(大橋 孝君) 議員のおっしゃる意味もよく分かりますけれども、コロナ・ハラスメント防止の面もございまして、難しいところではございますけれども、市町村によって情報に格差のないように要望をしてまいりたいと存じます。以上です。
- 〇5番(岩永義仁君) 以上です。
- ○議長(吉田太郎君) 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。 以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長(吉田太郎君) 会議を閉じます。

なお、議会最終日は明日9月18日金曜日午前9時30分より再開いたします。 本日は御苦労さまでした。

(散会時間 午後2時30分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月17日

議長 吉 田 太 郎

議員 西脇 康

議員 清水 由美子